

てだこ・ゆいぐるプラン

第五次浦添市地域福祉計画・第六次浦添市地域福祉活動計画

2019年度～2023年度



2019年3月

浦添市

社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会





はじめに

浦添市長 松本哲治

全国的に少子高齢化や世帯の小規模化がさらに進行しています。

本市の高齢化率は18.7%（平成30年3月31日現在）と年々高くなる一方で、子どもの人口は減少してきており、若いまちとして知られてきた浦添市においても全国同様に少子高齢化が進行しております。また、地域社会や家族のあり方、ライフスタイルや価値観の多様化などから地域での住民相互の社会的なつながりは希薄化し、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待の対応や生活困窮者、障がい者の自立支援など求められる福祉ニーズも複雑・多様化してきております。

このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるよう住民、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政など地域に関わるすべての人などがお互いに協力して、支援が必要な人を支える仕組みをつくる「地域福祉」の重要性が一層高まっております。

本市は、昨年「福祉のまち元年」として“力弱き者” “小さき者” “命幼き者”をはじめ、すべての人が普段の暮らしの幸せをより身近なものとして感じることができる「沖縄一優しい福祉のまち」をめざし、災害時における避難行動要支援者の支援体制の強化や地域の居場所づくり、地域福祉を支える人材づくり等各事業の推進に取り組んでいるところです。

本計画『てだこ・ゆいぐるプラン』（第五次地域福祉計画・第六次地域福祉活動計画）は、地域福祉を推進する上での本市全体の理念や仕組みづくりの指針となる行政の「地域福祉計画」と地域住民等が相互に協力して地域福祉の推進を目的とする実践的な活動計画である社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定しております。本計画の推進にあたりましては、行政や社会福祉協議会と地域を構成する住民、関係機関・団体、企業の皆様が「自助・互助・共助・公助」の連携を図り、参加と協働により各事業を実施していくことが重要と考えておりますので、今後とも、地域福祉の推進へのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました福祉保健推進協議会委員・専門委員をはじめ、関係機関・関係団体の方々、そして市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成31年3月



ごあいさつ

社会福祉法人
浦添市社会福祉協議会
会長 赤嶺 義雄

近年の少子高齢化の進行による人口構成の変化や家族形態、地域基盤の変化など私たちの暮らす社会では大きな変化が生じており、セーフティーネットに生じたほころびや生活困窮の拡大など新たな生活・福祉課題への的確な対応が求められています。

このような中、我が国においては子どもから高齢者、障がい者など全て人々が、制度・分野ごとの「縦割り」、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、行政をはじめ、地域住民や福祉関係機関・団体、ボランティア、企業・事業所など多様な主体が「我が事」として参画し、分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現を掲げ、地域における包括的支援体制の構築に向けた取り組みが求められています。

このような社会的背景や国の方針を踏まえ、今回、「第四次浦添市総合計画」を上位計画として、行政の「てだこ結プラン（浦添市地域福祉計画）」と、社会福祉協議会の「てだこハートフルプラン（浦添市地域福祉活動計画）」が一体となり、「てだこ・ゆいぐるみプラン（第五次浦添市地域福祉計画・第六次浦添市地域福祉活動計画）」を策定しました。

2つの計画を一体的に策定したことで、地域住民や関係機関・団体などに対し、行政と私ども浦添市社会福祉協議会がめざす地域福祉に関する目標や課題、推進施策をはじめ、地域住民や関係機関・団体などの役割を明確に示し、より効果性の高い地域福祉活動が推進できるものと期待が寄せられています。

また、本計画の策定過程におきましては、地域懇談会や福祉・ボランティア団体ヒヤリング、5中学校区推進委員会の皆様、また多くの地域住民の皆様のご協力をいただき、計画を策定することができましたことに、心から感謝を申し上げます。

私ども浦添市社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざし、今後とも地域住民の皆様をはじめ、行政や民生委員・児童委員、自治会関係者、福祉団体・ボランティア団体、企業の皆様とともに、地域共生社会の推進に取り組んで参りたいと存じます。

今後ともより一層のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

平成31年3月

<目次>

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 地域福祉とは.....	1
2. 計画策定の趣旨（地域共生社会の実現に向けて）	1
3. 計画の一体的策定（地域福祉計画、地域福祉活動計画）	2
4. 計画の位置づけ（他の計画との関係）	4
5. 計画期間	5
第2章 浦添市の地域福祉を取り巻く状況.....	6
1. 浦添市の概況.....	6
2. アンケート調査などからみる現状	12
3. 本計画で取り組むべきこと.....	23
第3章 計画の基本的な考え方	26
1. めざす社会の姿.....	26
2. 基本目標	27
3. 地域福祉の地域（圏域）の考え方と支え合いの図	29
4. 施策の体系	33
第4章 地域福祉の推進のために	34
1. 地域福祉の推進に向けた役割と視点	34
2. 目標指標	37
3. 重点プラン	39
4. 計画の周知と進行管理	42
第5章 本計画で取り組むこと	43
1. お互いのことを「我が事」に考え、人と人がつながるまち	43
2. 地域福祉を推進する多様な担い手が活躍するまち	49
3. いつでも「丸ごと」受け止め、助け合うまち	55
4. 安心して暮らすための支援が整うまち.....	66
第6章 地区別（中学校区別）地域福祉活動プラン	79
資料編.....	101
1. 5章 「行政の取り組み」の担当課一覧.....	101
2. 策定の体制と策定スケジュール.....	105
3. 用語解説	114
4. 主な相談窓口.....	118

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

「福祉」ということばから、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などといった、それぞれの対象の方のための行政によるサービスの提供などをイメージする方が多いのではないのでしょうか。

しかし、「福祉（ふくし）」とは、特定の方のためだけでなく、すべての住民を対象とした「**い**だんの**く**らしの**し**あわせ」であり、誰にとっても身近なものです。

その身近な地域において、誰もが安心して暮らせるよう、住民、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政などがお互いに協力して取り組むことを『地域福祉』といいます。

『地域福祉』を進めるには、すべての住民が自分のもつ力を発揮し、地域づくりに関わることが大切であり、福祉分野以外の様々な企業・事業所やまちづくりの団体などの参画も重要となります。

『地域福祉』は、地域におけるすべての住民や地域の関係機関・団体、企業・事業所などが対象となります。

【住民とは】この計画では、浦添市内に住所を有する人、市内各地域に居住している人や関わりのある人などです。

2 計画策定の趣旨（地域共生社会の実現に向けて）

全国的に少子高齢化や世帯の小規模化がさらに進行しています。加えて、情報化や都市化の進展、経済や雇用環境の変化などにより、人々のライフスタイルや価値観が多様化してきました。さらに、共働き世帯や高齢者の増加が見込まれており、地域での介護や子育てへの助け合いがこれまで以上に必要となる一方で、地域でのつながりは希薄になり、隣に誰が住んでいるのかわからないといった状況が見受けられます。

近年では虐待や生活困窮、子どもの貧困、社会から孤立して生きづらさを感じている方々の対応など、地域や家庭では様々な分野の問題が絡み合い、潜在化してきています。この間、生活困窮者自立支援制度などの創設や公的サービスが提供されてきていますが、必要なサービスや支援に結びついていなかったり、深刻化する前の対応なども課題となっています。

こうした状況などから、国においては制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手側」と「受け手側」に分けるのではなく、地域のあらゆる住民が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現などを方針づけました。

地域共生社会の実現に向けては、地域を構成する住民、関係機関・団体、民間企業・事業所、社会福祉協議会、行政などが連携して進めていくことや、住民が地域の一員であることを自覚し「他人事」になりがちな地域づくりを「我が事」として取り組むこと、地域の問題を「丸ごと」受け止める包括的な支援体制を整備することなどが求められています。

若いまちと知られてきた浦添市も、全国同様に少子高齢化が進行し、地域社会や家族のあり方、ライフスタイルが変化する中で、家庭や地域内の支援力の低下も懸念されています。複合化が進む地域の福祉課題に早期にアプローチし対応していくためにも、住民や地域による支え合い活動の推進や、その活動をサポートする専門職との連携・協働のもとで取り組むことが一層重要となっています。この様な点を踏まえ、行政及び社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉団体、あるいはボランティア、NPO団体など、地域に関わるすべての人たちと協働して、誰もが安心して暮らし続けられる本市の「地域共生社会」を実現することが求められています。

そのため、行政と社会福祉協議会が個々に策定していた双方の計画について相互に連動し、総合的に推進していくものとして、行政の計画期間が満了を迎えることを期に一体的に策定・推進していくこととします。

3 計画の一体的策定（地域福祉計画、地域福祉活動計画）

今回、社会情勢の変化や国の方針などを踏まえるとともに、行政の「てだこ結・プラン（浦添市地域福祉計画）」と、社会福祉協議会の「てだこハートフルプラン（浦添市地域福祉活動計画）」を一体化した計画を策定します。

（1）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係と役割

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定にもとづき、「地域の支え合いによる地域福祉」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」や「共に生きる地域社会づくり」などをめざすための「理念」と「仕組み」などの基本的な考えを示す行政計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社会福祉協議会が策定する計画で、「すべての住民」や「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」、「企業」などが相互に協力して、地域福祉の推進を目的とするための実践的な活動計画です。

地域福祉を進める上での本市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

(2) 計画を一体的に策定することの意義

前述したように、地域福祉計画、地域福祉活動計画は、ともに地域での助け合いなどの実現をめざすために必要な取り組みを位置づけたもので、それぞれの計画に位置づけられる内容は異なる部分もあるものの、いわば車の両輪といえるでしょう。

2つの計画を一体的に策定することで、行政や社会福祉協議会のめざす地域福祉の目標や、地域を構成している住民、各種関係機関・団体、企業・事業所などの役割を明確にし、より実効性の高い地域福祉の取り組みをともに進めることが期待されます。



<社会福祉法 第107条 市町村地域福祉計画>

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとする時は、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認める時は、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

<社会福祉法 第109条 (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会) >

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

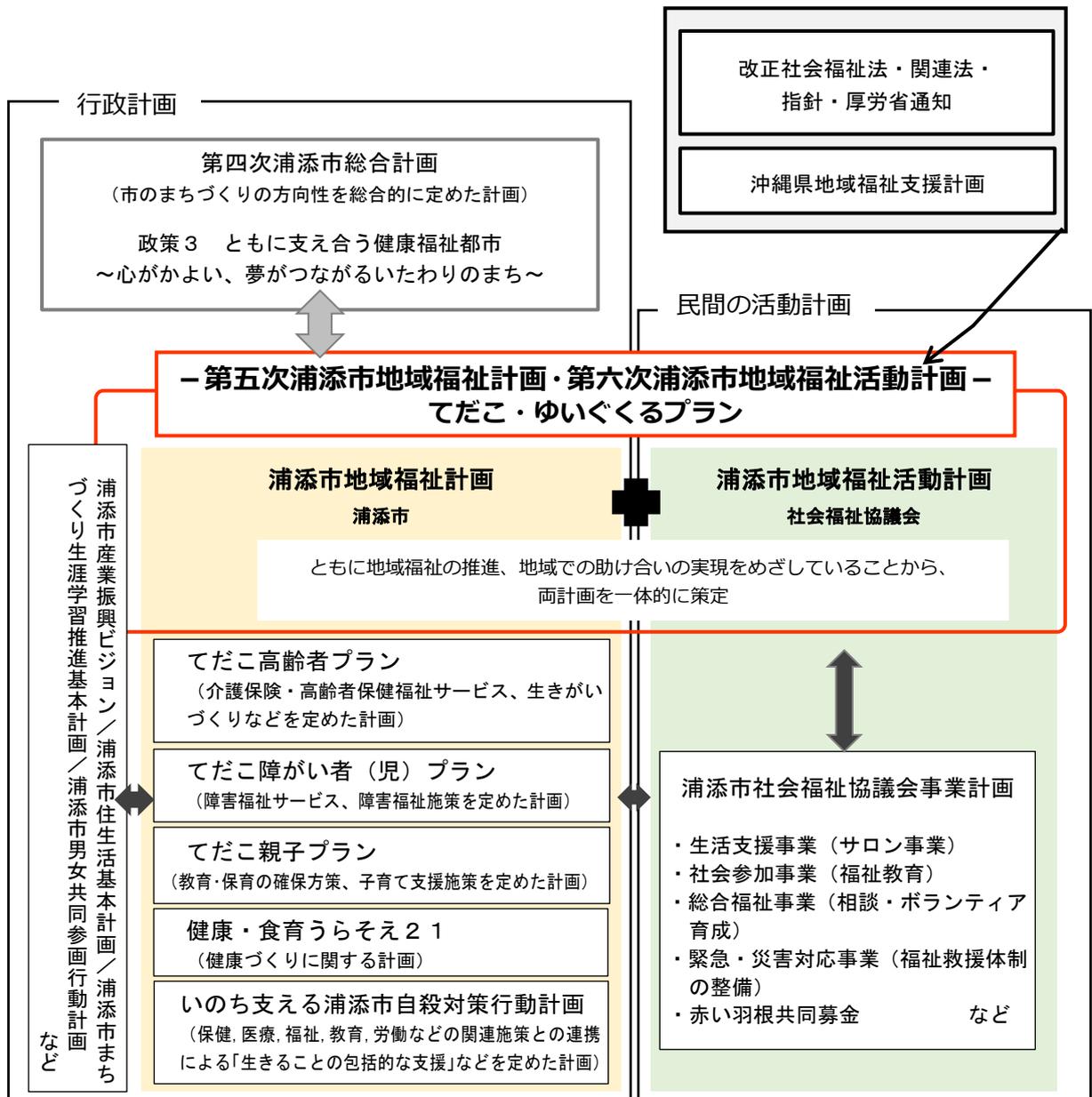
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 計画の位置づけ（他の計画との関係）

本計画は、第四次浦添市総合計画のもと、福祉部門の各種個別計画の上位となる計画で、健康・食育うらそえ21の健康づくり計画などとも関連をもちながら本市の福祉を推進するものです。

さらに、産業、教育などのあらゆる部門の計画と関係しており、行政の各分野まちづくり計画と調整を図り、行政と社会福祉協議会、関係機関との連携のもとに進めていきます。

地域福祉計画は地域における福祉活動を進める住民や関係機関・団体、民間企業・事業所などの取り組みの指針として活用いただける内容を位置づけています。



5 計画期間

本計画は、2019年度を初年度とし、2023年度を目標年度とする5年計画とします。社会情勢の変化に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

年度	H30 2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027		
浦添市総合計画 基本構想(10年間)	第四次基本構想				第五次浦添市総合計画 (期間未定)						
基本計画(5年間)	第四次後期基本計画							
てだこ結・プラン 浦添市地域福祉計画	→		● 本計画 →					-----				
【社会福祉協議会計画】 てだこハートフルプラン 浦添市地域福祉活動計画	→		● →					-----				
てだこ高齢者プラン	● 第五次 →				● 第六次 →				● 第七次 →	
高齢者保健福祉計画	● →				● →				● →	
介護保険事業計画	● 第7期 →				● 第8期 →				● 第9期 →	
てだこ障がい者(児)プラン	● 第4次 →				● 第4次 →				● 第5次 →	
障害者計画(障害者基本法)	● 第4次 →				● 第4次 →				● 第5次 →	
障害福祉計画(障害者総合支援法)	● 第5期 →				● 第6期 →				● 第7期 →	
障害児福祉計画(児童福祉法)	● 第1期 →				● 第2期 →				● 第3期 →	
てだこ親子プラン	● 第3次 →				● 第4次 →				● →	
子ども・子育て支援事業計画	● 第1期 →				● 第2期 →				● →	
健康・食育うらそえ21 (10年間)	● 後期計画(2018~22) →										
いのち支える浦添市自殺 対策行動計画	● →				● →				● →	

※点線：将来的に策定される計画の計画期間(予定)

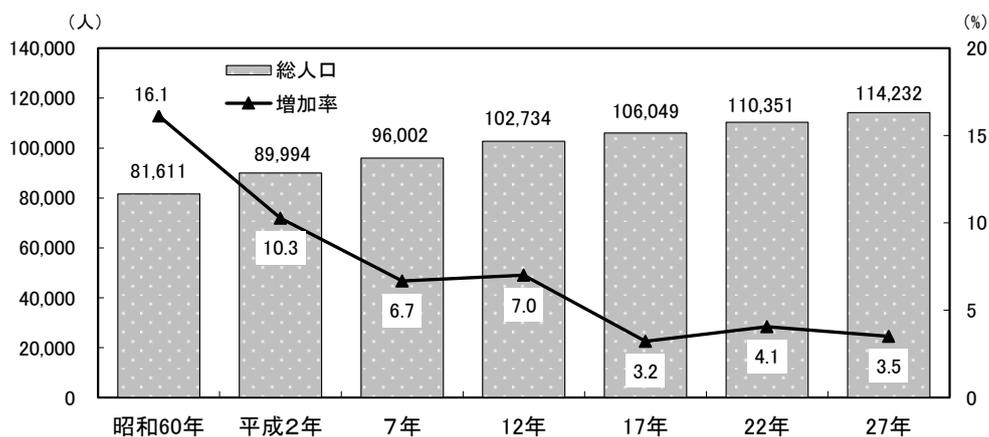
第2章 浦添市の地域福祉を取り巻く状況

1 浦添市の概況

(1) 総人口と世帯の推移

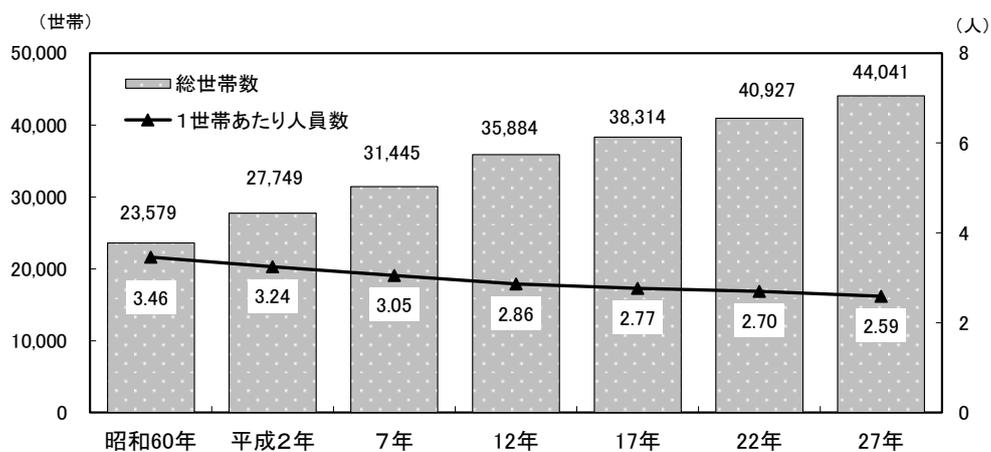
- 平成 27 年の国勢調査による浦添市の総人口は 114,232 人となっています。昭和 60 年以降、総人口は増加傾向で推移していますが、増加率をみると減少しており、平成 17 年～27 年の間は横ばいで推移しています。
- 同調査によると、本市の総世帯数は 44,041 世帯で、増加傾向にあります。1 世帯あたりの人員数は 2.59 人となっており、昭和 60 年以降年々減少し、世帯人数の小規模化が進んでいます。

■図 人口の推移



資料：総務省 国勢調査

■図 世帯の推移



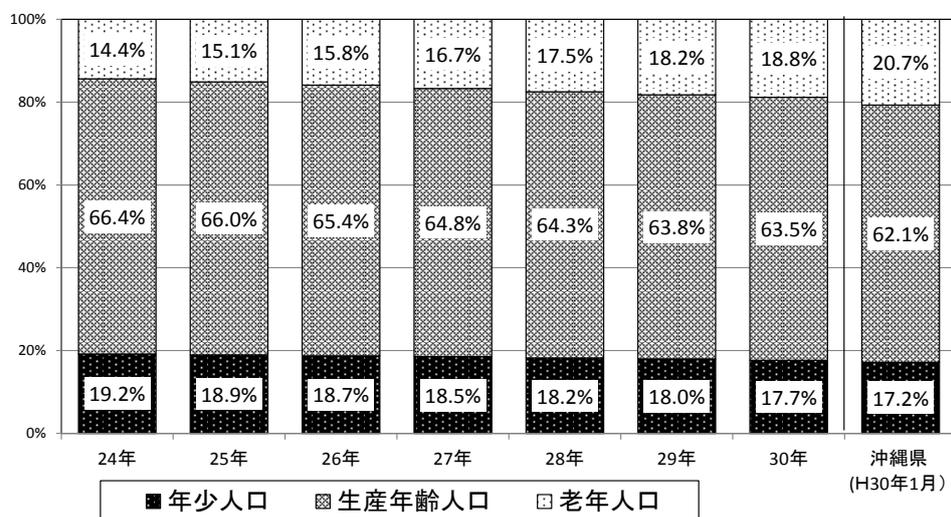
資料：総務省 国勢調査

(2) 年齢3階層別人口

- 平成30年9月末の住民基本台帳における浦添市の年齢3階層別人口をみると、年少人口（0～14歳）が20,201人（17.7%）、生産年齢人口（15～64歳）が72,551人（63.5%）、老年人口（65歳以上）が21,498人（18.8%）となっています。年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあるのに対し、老年人口は増加しています。

■表図 住民基本台帳にみる総人口、年齢3階層人口の推移 各年9月末

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口	実数	113,417	114,106	113,992	114,037	114,012	114,113	114,250
	増加率	-	0.61%	-0.10%	0.04%	-0.02%	0.09%	0.12%
年少人口 (0～14歳)	実数	21,763	21,623	21,364	21,131	20,768	20,515	20,201
	構成比	19.2%	18.9%	18.7%	18.5%	18.2%	18.0%	17.7%
	増加率	-	-0.64%	-1.20%	-1.09%	-1.72%	-1.22%	-1.53%
生産年齢人口 (15～64歳)	実数	75,357	75,262	74,566	73,853	73,310	72,800	72,551
	構成比	66.4%	66.0%	65.4%	64.8%	64.3%	63.8%	63.5%
	増加率	-	-0.13%	-0.92%	-0.96%	-0.74%	-0.70%	-0.34%
老年人口 (65歳以上)	実数	16,297	17,221	18,062	19,053	19,934	20,798	21,498
	構成比	14.4%	15.1%	15.8%	16.7%	17.5%	18.2%	18.8%
	増加率	-	5.67%	4.88%	5.49%	4.62%	4.33%	3.37%



資料：住民基本台帳

(3) 中学校区別人口など

- 平成 30 年 9 月末の住民基本台帳における中学校区別の人口・世帯数などをみると、人口、世帯数ともに、仲西中学校区が最も多くなっています。市全体の高齢化率をみると、仲西中学校区が最も高くなっています。
- 浦西中学校区では、0～14 歳の占める割合がやや高くなっています。

■中学校区別人口等

(平成30年9月末現在)

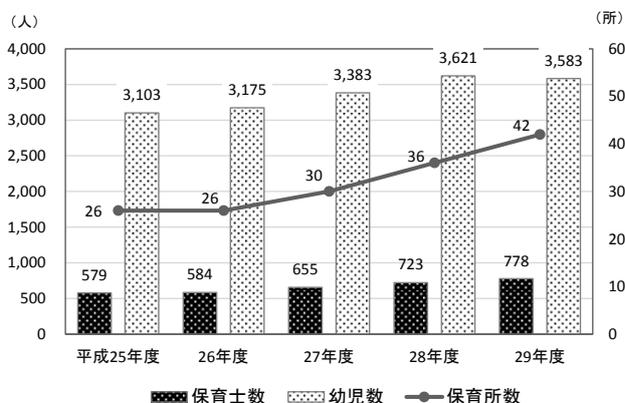
中学校区	自治会等	世帯数	人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上		市全体 65歳以上 人口比率
				人数	割合	人数	割合	人数	割合	
浦添中学校区	仲間/安波茶/経塚/前田/茶山/浦添ニュータウン/浦添グリーンハイツ/前田公務員宿舎/浦添ハイツ/県営経塚団地	8,532	20,174	3,593	17.8%	12,454	61.7%	4,127	20.5%	19.2%
仲西中学校区	城間/屋富祖/宮城/仲西/大平/浅野浦/キャンプキンザー	14,462	31,776	5,418	17.1%	20,353	64.1%	6,005	18.9%	27.9%
神森中学校区	小湾/勢理客/内間/沢岨/神森/県営沢岨高層住宅	10,402	24,077	4,180	17.4%	15,290	63.5%	4,607	19.1%	21.4%
港川中学校区	伊祖/牧港/港川/緑ヶ丘/浦城/牧港ハイツ/港川崎原/上野/マチナタウン/浦添市街地住宅/県営港川団地	10,092	23,804	4,196	17.6%	15,273	64.2%	4,335	18.2%	20.2%
浦西中学校区	西原一区/西原二区/当山/広栄/浦西/安川/当山ハイツ/陽迎橋	5,885	14,419	2,814	19.5%	9,181	63.7%	2,424	16.8%	11.3%
合計		49,373	114,250	20,201	17.7%	72,551	63.5%	21,498	18.8%	100.0%

資料：住民基本台帳

(4) 次世代の状況

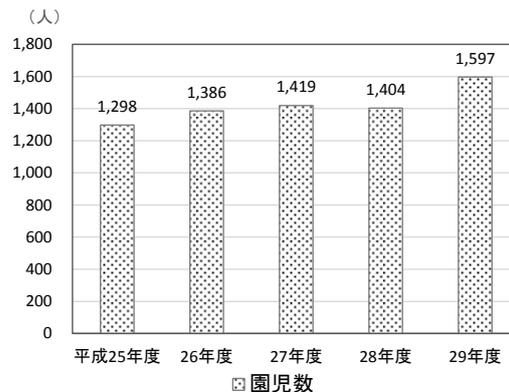
- 市立及び法人立などの認可保育所の整備が進められ、平成 29 年 10 月現在、保育所数は 42 箇所となっています。保育所の増加に伴い、幼児数も増加し 3,583 人となっています。
- 市内幼稚園については、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて園児数がやや増加（193 人増）し、平成 29 年 5 月現在 1,597 人となっています。

■図 市立及び法人立など認可保育所の状況



資料：統計うらそえ（保育課）
（各年度共 10 月 1 日現在）

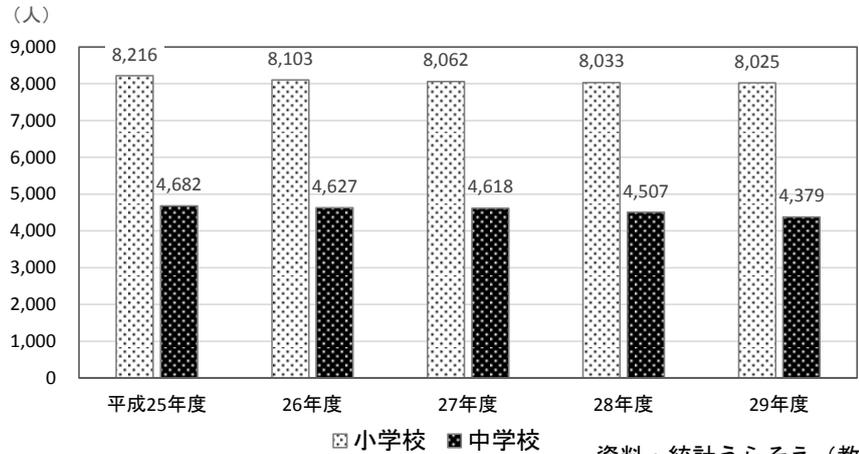
■図 市内幼稚園の概況



資料：統計うらそえ（教育委員会総務課）
（各年共 5 月 1 日現在）

- ・市立の小中学校に通う児童・生徒数は、小学校、中学校ともに平成 25 年度以降、減少しています。

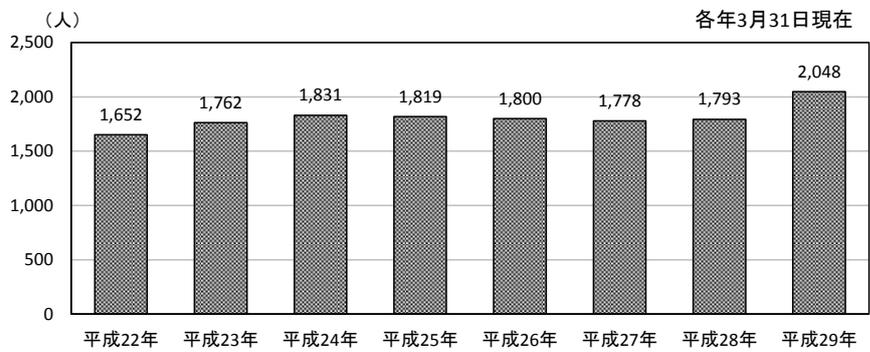
■図 児童・生徒数の推移



資料：統計うらそえ（教育委員会総務課）
（各年共5月1日現在）

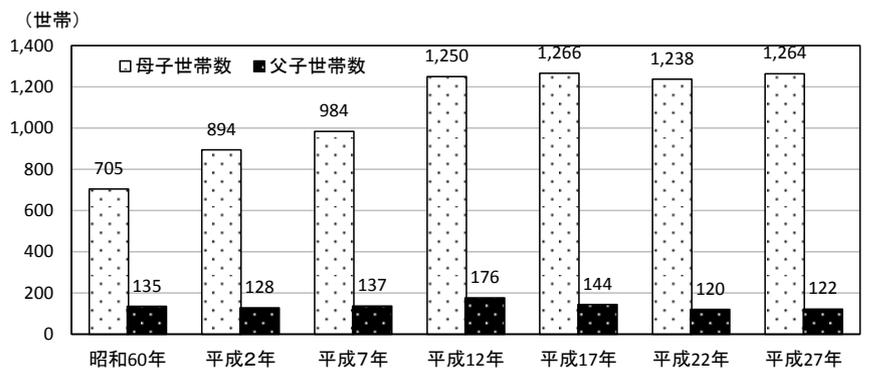
- ・ひとり親家庭について、児童扶養手当受給者数でみると、平成 29 年で 2,048 人と、平成 28 年から 255 人増加しています。国勢調査をみると、母子世帯は平成 7 年から平成 12 年にかけて増加していますが、平成 12 年以降は横ばいで推移しています。母子世帯がほとんどを占めています。父子家庭世帯も横ばいで推移しています。

■図 児童扶養手当受給者数の推移



資料：福祉保健の概要

■図 母子・父子世帯の推移



資料：総務省 国勢調査

(5) 要介護度別認定者・高齢者などの状況

- ・要支援、要介護認定者数の推移をみると、要介護認定者数は増加傾向にあります。浦添市では、要介護4の認定者が最も多くなっています。
- ・高齢者のいる世帯も平成18年以降、増加傾向で推移しています。

■表 要介護度別認定者の状況

各年10月1日現在

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	うち 65歳以上
要支援1	183	191	202	198	173	140	128
要支援2	365	395	381	420	336	288	265
要介護1	357	400	474	504	511	569	559
要介護2	441	476	485	488	551	586	568
要介護3	409	410	491	479	508	523	503
要介護4	509	531	539	605	660	721	701
要介護5	383	410	402	414	413	403	393
合計	2,647	2,813	2,974	3,108	3,152	3,230	3,117

資料：介護保険事業状況報告書

■表 高齢者のいる世帯の状況

(単位：世帯、人)

		平成18年	平成23年	平成28年
総世帯数	実数	41,186	44,809	47,975
	増加率	—	8.8%	7.1%
高齢者のいる世帯	実数	9,813	10,303	13,865
	構成比	23.8%	23.0%	28.9%
高齢者単身世帯	実数	2,696	3,446	4,965
	構成比	27.5%	33.4%	35.8%
高齢者世帯	実数	2,032	2,211	3,378
	構成比	20.7%	21.5%	24.4%
その他	実数	5,085	4,646	5,522
	構成比	51.8%	45.1%	39.8%
		増加率	—	-8.6%
				18.9%

※住民基本台帳に基づく数値(各年10月1日現在)

※高齢者世帯=65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯

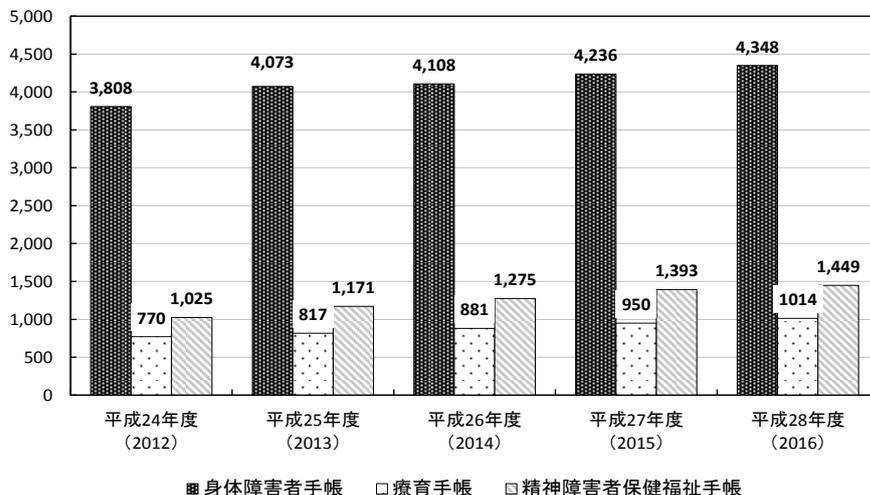
資料：高齢者福祉関係基礎調査

(6) 障がい者の状況

- ・各障がい者手帳の所持者数の推移をみると、この間増加傾向となっています。

■図 障がい者手帳の所持者数の推移

(人)



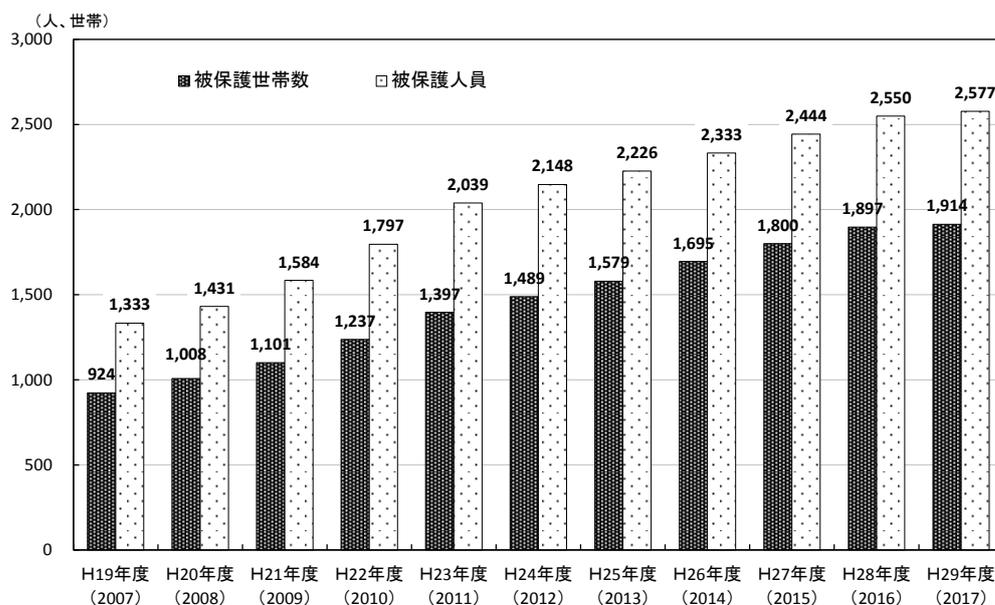
資料：福祉保健の概要

(7) そのほかのデータからみる住民の状況

1) 生活保護の状況

- 被保護世帯とその人員は、平成 29 年度で 1,914 世帯、人員数は 2,577 人となっており、年々増加傾向で推移しています。

■図 被保護世帯・人員の推移（年度平均） ※保護停止世帯を含む



資料：福祉保健の概要

2) 浦添市ボランティア・市民活動支援センター（ボランティアセンター）の登録状況

- 平成 29 年度現在、ボランティア市民活動支援センターに登録している福祉団体は 17 団体、ボランティア団体は 47 団体、登録人数は 298 人となっています。平成 25 年度以降、徐々に登録数は増加しています。

■表 浦添市ボランティア・市民活動支援センターへの登録状況

単位：団体・人

	福祉団体数	ボランティア団体数	登録人数
平成25年度	13	37	146
平成26年度	16	40	175
平成27年度	18	40	189
平成28年度	18	40	233
平成29年度	17	47	298

※3月末

資料：浦添市社会福祉協議会 実績報告書

2 アンケート調査などからみる現状

(1) 地域福祉計画づくりに関する市民アンケート調査

1) 調査の概要

- 調査対象：浦添市在住の16歳以上の市民2,500人を無作為に抽出
- 調査期間：平成30年7月13日～8月21日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数2,500通、有効回収数567通で、有効回収率は22.7%となった。

2) アンケート結果のまとめ

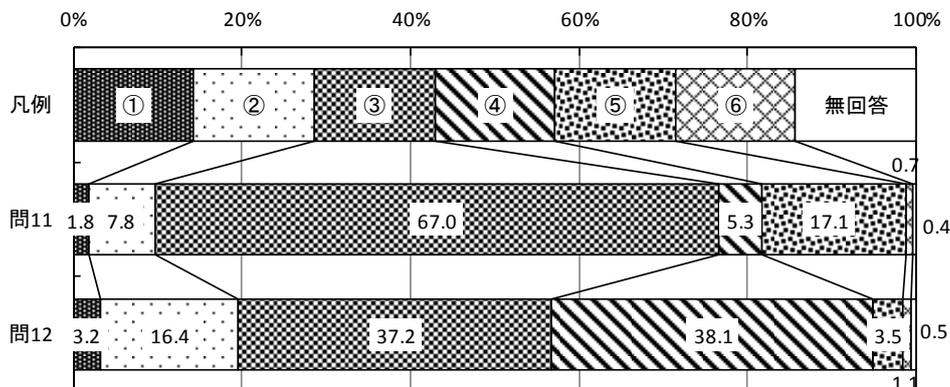
①回答者について

- 性別は「男性」が39.2%、「女性」が60.0%と、女性の割合が高くなっています。
- 年代は「40代」、職業は「会社員」の割合が高くなっています。

②あなたと地域生活について

- 近所づきあいは「顔をあわせたらあいさつする程度」が67.0%と最も高くなっています。つきあいが活発と思われる「家族同様のつきあい」1.8%と「簡単な頼みごとをする関係」7.8%をあわせても1割程度となっています。「ほとんどつきあいはない」方も17.1%でした。年齢が上がるにつれ、近所づきあいが活発となっています。
- 回答者が希望する今後の近所づきあいをみると、「それほどつきあいはないが、いざという時は助け合う」、「あいさつをする程度のつきあい」の割合がそれぞれ4割弱と高くなっています。「近所づきあいはしたくない」と回答する割合はわずかで、普段つきあいがいい方も近所づきあいの必要性を感じています。

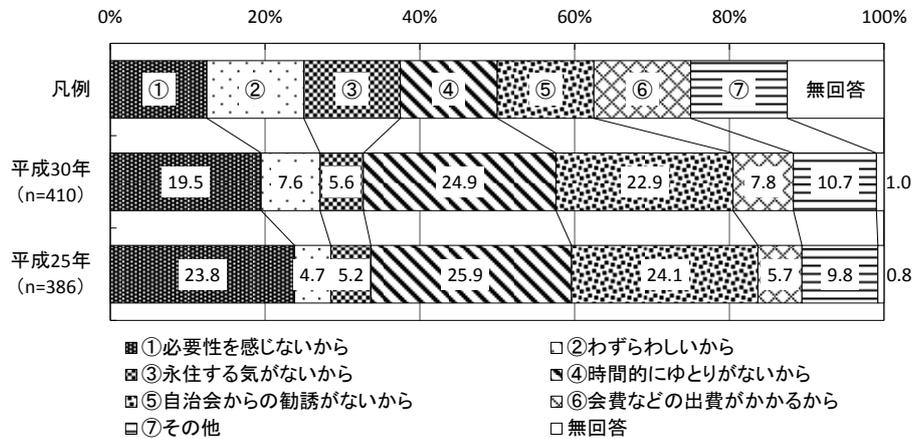
■問11 現状の近所づきあいと問12 希望する今後の近所づきあい



- ① 困りごとを相談しあうなど、家族同様のつきあい
- ② 普段から簡単な頼みごとをしあうつきあい
- ③ 顔をあわせるとき、あいさつをする程度のつきあい
- ④ 普段はそれほどつきあいはないが、いざというときは助け合う関係
- ⑤ 近所つきあいはしたくない
- ⑥ その他
- 無回答

○自治会への加入は26.5%となっています。加入していない主な理由は「時間がない」、「勧誘がない」、「必要性を感じない」などとなっています。加入促進や必要性の説明などのアプローチが必要です。

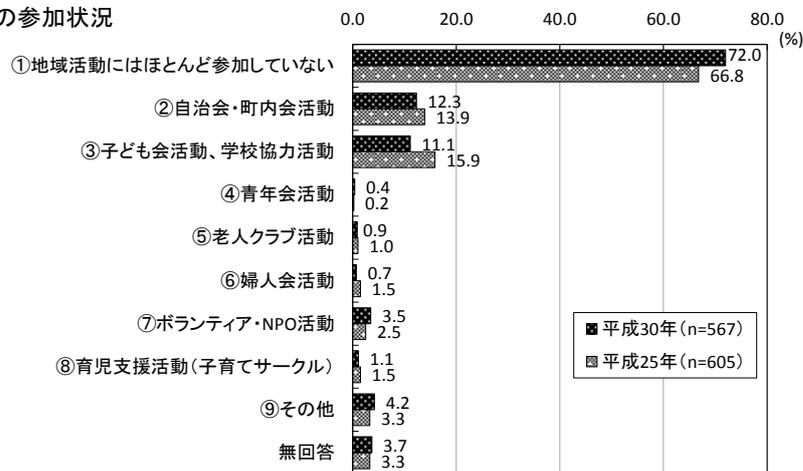
■問 13-1 自治会に加入していない主な理由



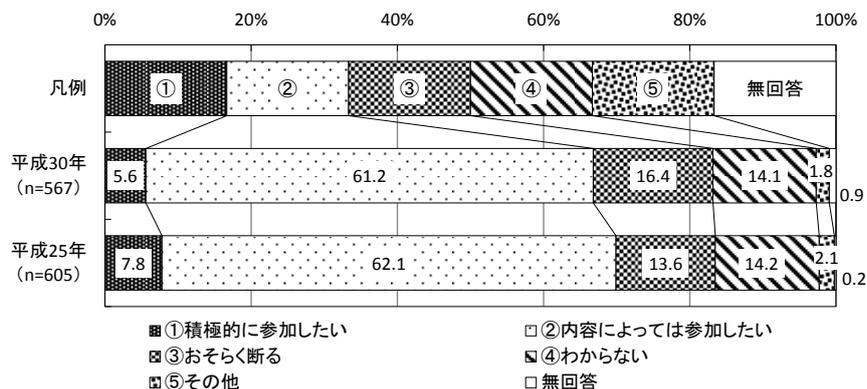
○地域活動について、「ほとんど参加していない」の割合が7割強、何らかの活動に「参加している」割合は24.3%にとどまっています。参加する上で支障となることは「時間がない」、「地域活動の情報がない」などとなっています。

○地域活動への参加依頼があった場合、「内容によっては参加したい」という方が61.2%と高くなっています。

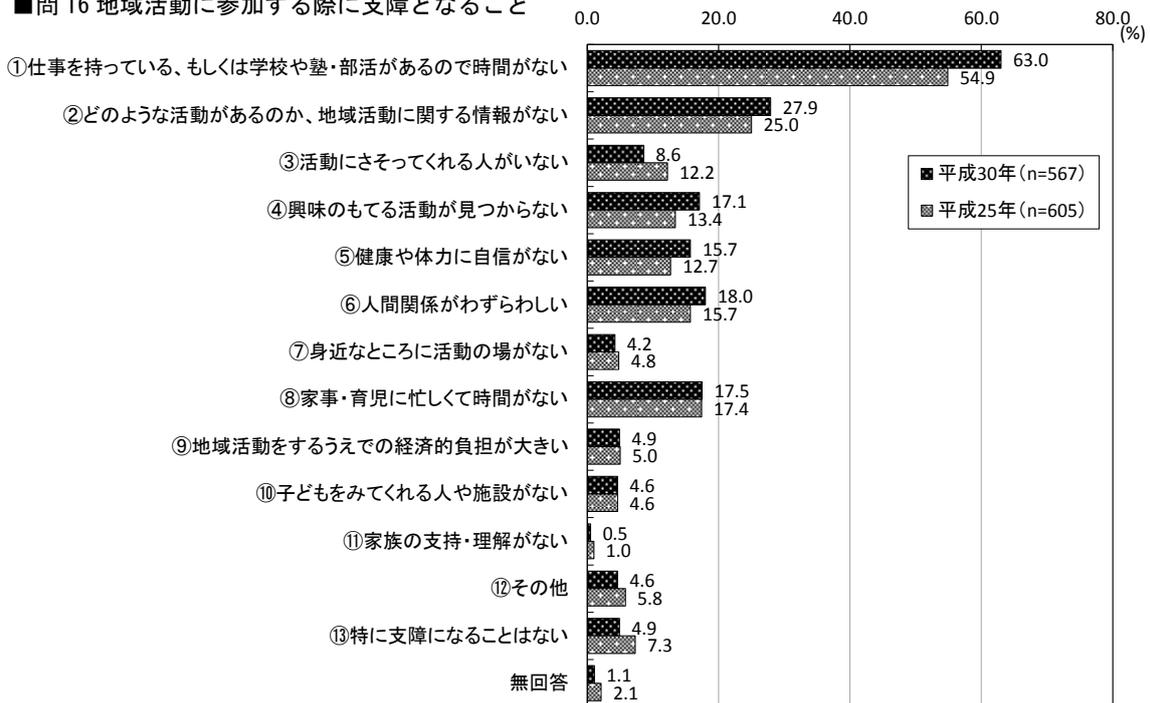
■問 14 地域活動への参加状況



■問 15 地域活動への参加依頼があった場合

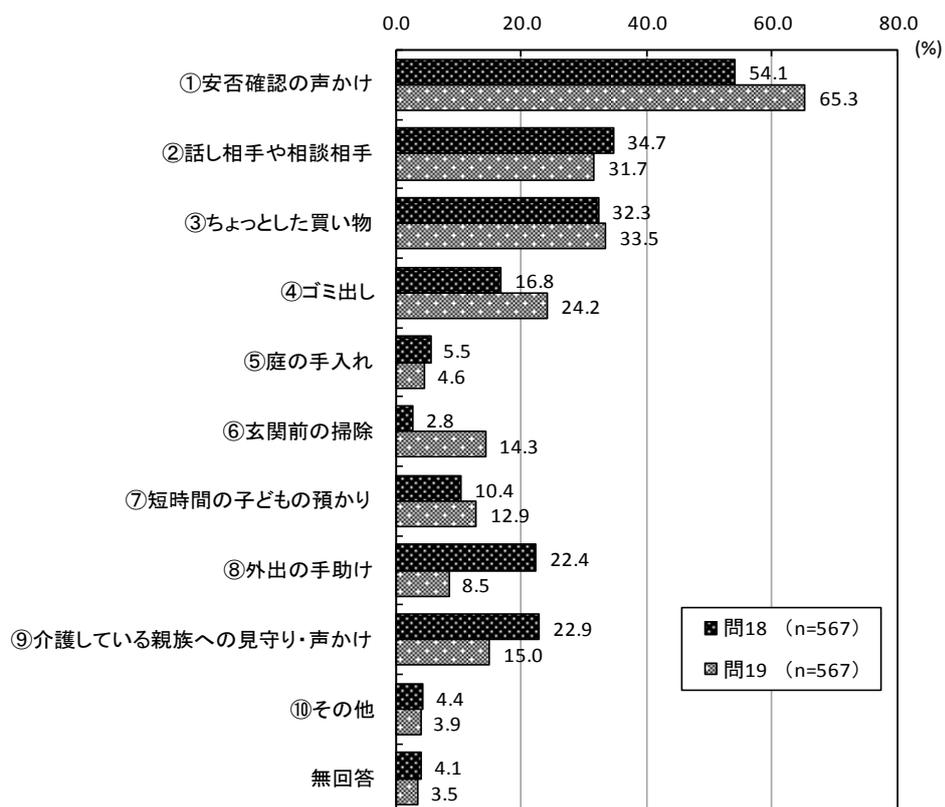


■問 16 地域活動に参加する際に支障となること



○日常生活が不自由になった時に『地域に手助けしてほしいこと』と、困った人がいたら『手助けできること』がともに「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。次いで『地域に手助けしてほしいこと』は「話し相手や相談相手」、『手助けできること』については「ちょっとした買い物」がそれぞれ2番目に高くなっています。

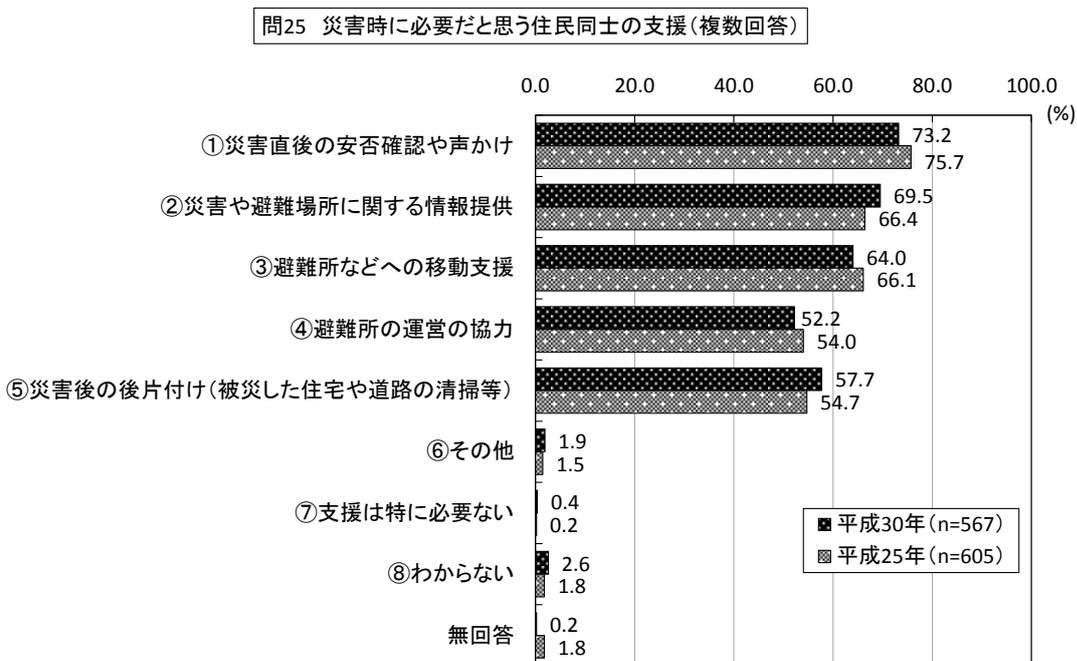
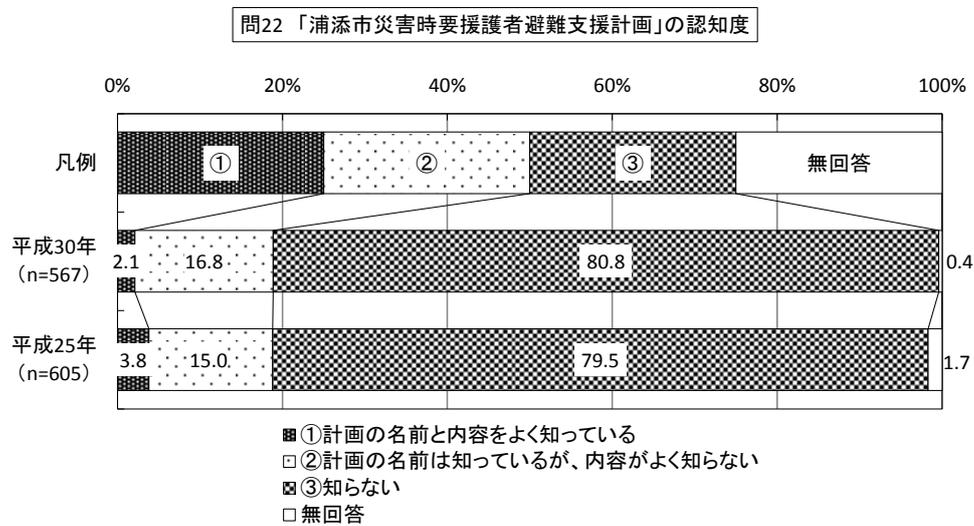
■問 18 日常生活が不自由になった時、地域でしてほしいこと、問 19 手助けできること



③災害時の対応について

○市が策定している「浦添市災害時要援護者避難支援計画」について約8割が「知らない」と回答しています。自宅近くの避難場所については、「知っている」「知らない」とともに5割程度となっており、自治会未加入者で「知らない」の割合が高くなっています。

○災害時に必要だと思う住民同士の支援は「災害直後の安否確認や声かけ」が73.2%で最も高く、次いで「災害や避難場所に関する情報提供」、「避難所などへの移動支援」、「災害後の後片付け」、「避難所の運営の協力」といずれの回答も割合が高く、災害時の対応について関心が高いことがわかりました。

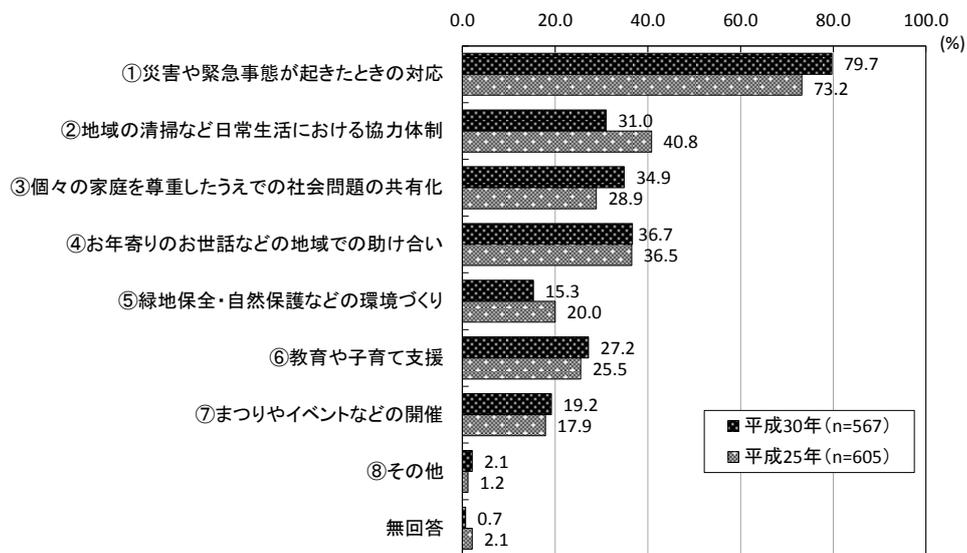


④望ましい地域社会（自治会等）について

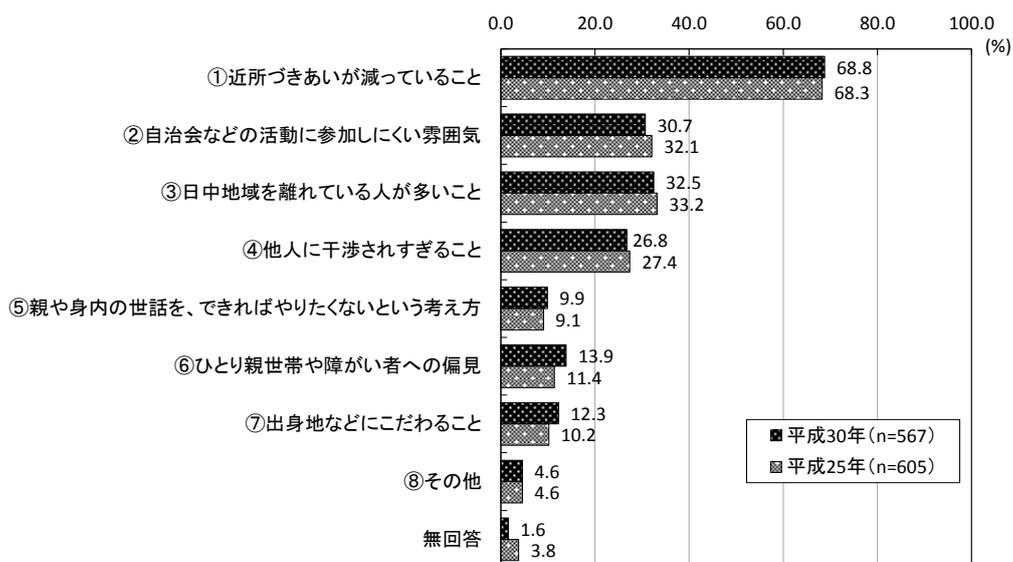
○地域社会（自治会等）の役割で期待することは、「災害や緊急事態が起きた時の対応」が約8割と高く、次いで「お年寄りのお世話などの地域での助け合い」、「個々の家庭を尊重したうえで社会問題の共有化」と続いています。

○住みよい地域社会を実現するうえでの問題は、「近所づきあいが減っていること」が最も高く、次いで「日中地域を離れている人が多いこと」など、地域での交流機会が少なくなっていることに問題を感じている方が比較的多くなっています。

問28 地域社会（自治会等）の役割として期待すること（複数回答）



問30 住みよい地域社会を実現するのに問題だと思うこと（複数回答）



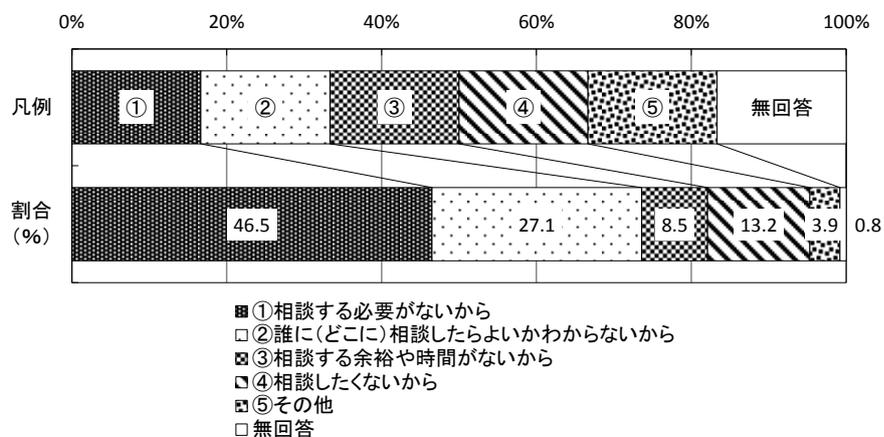
⑤相談支援体制の充実に向けた取り組みについて

○困った時や苦しい時にどこかに「相談している」が75.7%を占め、「相談していない」も2割強となっています。相談していない理由の中に、「誰に（どこに）相談したらよいかわからないから」が27.1%と相談先を把握されていない方がみうけられます。

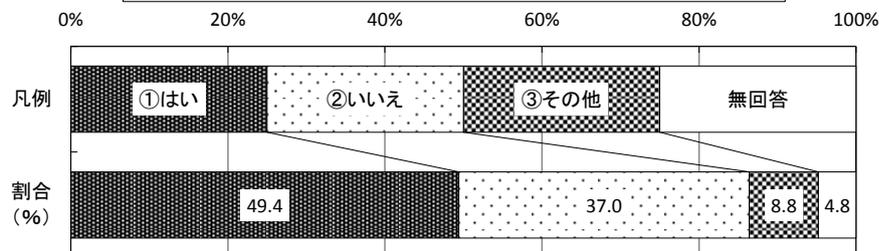
○中学校区地域保健福祉センターでの相談希望についてたずねると、「はい（相談したい）」が49.4%と、半数近くが相談したいと回答しています。

○地域の相談先の認知度について、「コミュニティソーシャルワーカー」については、名前も聞いたことがないが7割と高く、周知活動を進めていく必要があります。

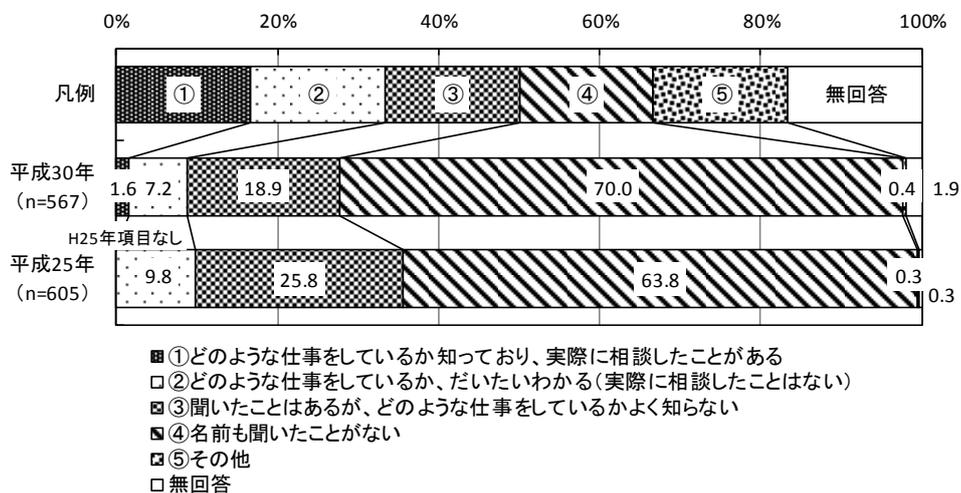
問31-2 相談していない理由(n=129)



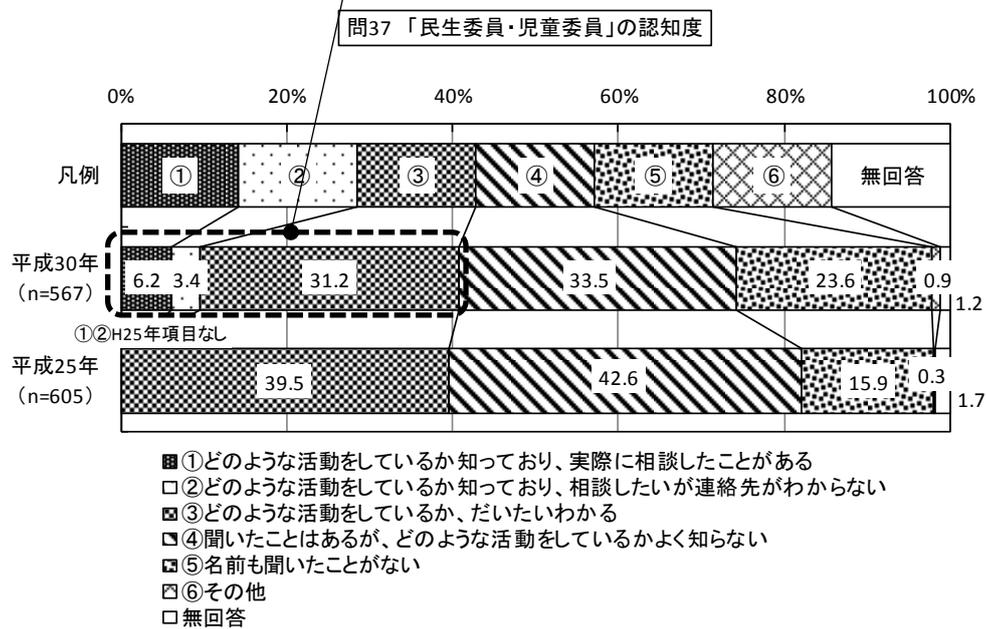
問33-1 困りごとがあるとき「中学校区地域保健福祉センター」での相談希望



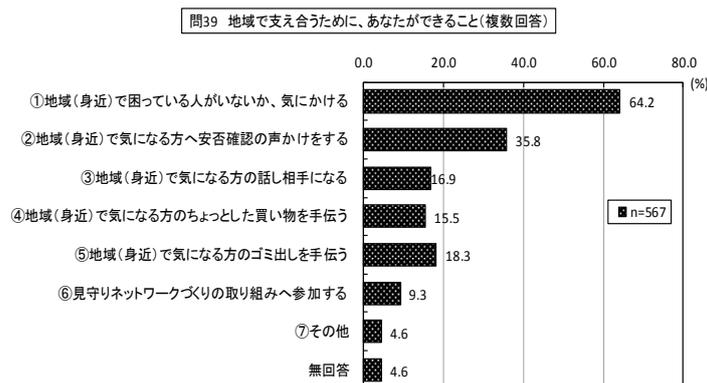
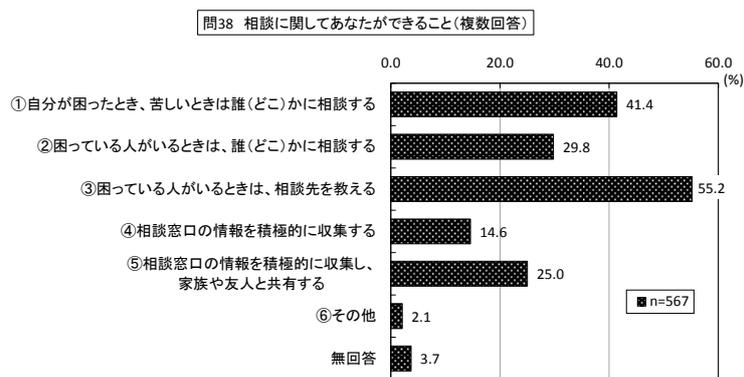
問34 「コミュニティソーシャルワーカー」の認知度



○「民生委員・児童委員」については、『どのような活動をしているか知っている』（「①」+「②」+「③」の合計）割合は40.8%となっています。



○相談に関してできることをたずねると、「困っている人がいる時は、相談先を教える」が55.2%と高くなっています。地域で支え合うためにできることをたずねると、「困っている人がいないか、気にかける」が64.2%と高く、以下、「地域（身近）で気になる方へ安否確認の声かけをする」（35.8%）となっており、困っている人がいれば、気にかけて声かけをすることができる方と考える方が比較的多くなっています。



(2) 福祉・ボランティア団体ヒアリング

1) 調査の概要

○ヒアリング対象団体：①浦添市老人クラブ連合会、②浦添市民生委員・児童委員連絡協議会、
③浦添市女性団体連絡協議会、④浦添市障がい児・者団体連絡協議会、⑤浦添市身体障がい者
福祉協会、⑥浦添市母子寡婦福祉会、⑦浦添市ボランティア連絡協議会、⑧浦添市自治会長会、
⑨障害者社会参加促進団体(手話サークルはにわ、手話サークルゆい、音訳サークルはづきの
会、音訳グループつわぶき、点訳サークルホルトの会、要約筆記サークルいろは)

○ヒアリング実施期間：平成 30 年 7 月 23 日(月)～平成 30 年 9 月 12 日(水)

○ヒアリング延べ参加者数：53 人

2) ヒアリング結果のまとめ

①会員を増やすための活動などについて

- ・会員が減少している団体もあり、新規会員の加入が必要となっています。
 - ・取りまとめをするリーダーがいなかったり担い手が不足しています。
- ⇒若い世代が楽しめるイベントの企画やニーズの把握、団体や活動状況の発信が必要

②会員や非会員に対する団体活動の周知方法などについて

- ・団体活動の周知方法は様々で、ホームページや SNS などの活用や、広報紙を作成して
会員へ送付したり関係機関の窓口に設置をしてもらうなどの取り組みをしています。一
部の団体では全世帯へ広報紙を配布していました。
 - ・イベント、行事を活用して周知活動を行っている団体もみられます。
- ⇒広報活動の予算確保、誰にもわかりやすいような広報の工夫が必要

③勉強会の開催や研修への参加状況などについて

- ・リーダーを養成する研修会に参加していたり、毎月の定例会が勉強の場となっている団
体もみられます。
 - ・独自に講師を呼び研修会を行っています。
 - ・聴覚障がい者が市民向けの研修会などに参加する時、要約筆記者や手話通訳者を事前申
し込みしなければならず、気軽に参加することができない状況があります。
- ⇒勉強会などの実施と講師にお願いする際の調整や予算の確保が課題
⇒「浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の啓発が必要

④その他

- ・行政、地域の窓口に「センター」とつくものが多すぎて、それぞれの機能がわからない。
- ・社会福祉協議会や他の団体との意見交換会ができていない。
- ・活動場所の確保が必要。

などの意見が寄せられました。

(3) 地域自治会における「地域懇談会」のまとめ

1) 地域懇談会の開催状況 自治会からの延べ参加者数：171人

実施箇所	中学校区	実施日	時間
ニュータウン自治会	浦添中学校	9月8日	午後2時
茶山自治会	浦添中学校	9月8日	午後6時30分
神森自治会	神森中学校	9月9日	午前10時
浦西自治会	浦西中学校	9月10日	午前11時30分
当山自治会	浦西中学校	9月25日	午後2時
大平自治会	仲西中学校	9月26日	午前10時
浦城自治会	港川中学校	9月27日	午後7時
宮城自治会	仲西中学校	10月2日	午後6時30分
上野自治会	港川中学校	10月6日	午後6時
勢理客自治会	神森中学校	10月11日	午後7時

2) まとめ

①近所のつながりについて

現状・良い点・課題など
<ul style="list-style-type: none"> ・地域や隣近所同士の関係が希薄化している。 ・自治会員同志は仲がいいのだが会員以外との接点が無い。 ・地域との関わりを望まない人がいる。 ・子ども達に気軽に声をかけづらい(不審者と思われる)。また、声をかける(注意する)大人もいない。世代間交流の場が地域内に無い。

今後必要な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治会や中学校区を中心とした「あいさつ運動」の実施 ・地域支援者(民生委員や地域ボランティア)の顔の見える仕組みづくり ・地域で積極的に参加・交流できるイベントの企画・実施(世代間交流など) ・各自治会に地域住民や情報などの集まる仕組みづくり

②自治会などの地域活動について

現状・良い点・課題など
<ul style="list-style-type: none"> ・会員が増えない。→婦人会活動などにも影響している。 ・活動の中心となる自治会員が高齢化している。担い手不足、人材確保が必要 ・地域支援活動などについて、どのように推進するのか、方法がわからない。 ・自治会の班活動が弱くなっている。 ・自治会活動のメリットや必要性などが周知されていない。 ・高層マンションが増え加入促進ができない。 ・自治会の活動内容に偏りがある。

今後必要な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内に自治会加入窓口の設置(転入時における加入の勧め) ・幼少時からの地域活動に参加するための体制づくり(学校などとの連携/福祉教育) ・自治会や行政、社協及び不動産業者、マンション管理組合などが連携・協働した自治会加入促進 ・地域キーパーソン養成講座の開催 ・自治会における「班」活動の推進・強化・再編など ・自治会や地域活動の周知徹底 ・地域活動に関するニーズの把握 ・学校現場や地域住民に対する福祉教育の推進 ・行政区コミュニティづくり推進委員会や自治会組織内に「福祉部」などの設置に向けた具体的な働きかけの推進

③居場所・交流の場の確保について

現状・良い点・課題など
<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に集まれる「場所」の確保。地域や対象者のニーズなどに沿った居場所や活動が必要 ・世代間交流のできる居場所や取り組みが必要 ・地域の居場所としての地域自治会(公民館)の開放(活用)。

今後必要な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会(公民館)を活用したニーズなど対応型居場所づくりの推進(公民館の積極的な開放) ・地域ふれあいサロン活動や生きいき健康クラブ事業などと連携した居場所づくりや世代間交流、支援ネットワークづくりの推進 ・地域公共施設(児童センターや保育所など)を活用した地域住民(高齢者など)と子ども達との交流活動の企画・実施

④高齢者への対応について

現状・良い点・課題など
<ul style="list-style-type: none"> ・独居や高齢者だけの世帯、引きこもり高齢者が増えている。 ・近隣に商店などが無く、宅配業者(お弁当)を利用している高齢者が多くなっている。身体的な理由(足が悪く移動困難)により、自治会(ふれあいサロンなど)に参加することができない高齢者が増えている。 ・高齢者宅の草木の剪定や屋敷管理ができない高齢者が増えている。 ・福祉サービスなどの申請窓口が分からない。 ・地域で高齢者を支える支援者が高齢化し、「老々支援活動」になっている。 ・認知症への理解や支援方法などが分からない。(徘徊対応など)

今後必要な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や自治会などが主体となったコミュニティサービスなどへの支援(移動支援、買い物支援、草木剪定など) ・高齢者の活動場所の確保 ・地域住民が主体となったふれあいサロン活動などへの積極的な支援 ・地域における高齢者理解に関する「福祉教育」の推進

⑤相談支援について

現状・良い点・課題など
<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談窓口が必要。相談する場所や窓口、必要なサービスがわからない。 ・個人情報や壁となり、個人や世帯情報などを得ることが困難。(情報を共有する仕組みが必要) ・支援の必要な方を発見する仕組みが必要。 ・地域支援会議(ケア会議)の内容や関わっている人達などがわからない。(役員間で情報共有できていない) ・支援活動に関わる民生委員などの人材が不足。 ・相談支援に係る社会資源や活用方法などがわからない。

今後必要な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会を中心とした相談支援体制づくりの推進(発見から適切な相談支援窓口や地域支援活動へのつなぎなど) →行政区コミュニティづくり推進委員会や自治会組織内「福祉部」などの設置 ・個人情報の仕組みや管理などに関する研修会、勉強会の企画・実施 ・地域住民が主体となった、高齢者から子どもの地域見守り支援ネットワークづくりの推進 ・地域の社会資源(企業や社会福祉法人など)を活用した地域支援活動の推進 ・相談支援などに係る地域支援員(ボランティア)の確保(養成)

⑥災害について

現状・良い点・課題など	今後必要な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定された避難場所が遠い。災害がおこった時の対応策が分からない。(防災訓練が必要) ・ 災害弱者の情報が無い(分からない)。 ・ 災害時における地域企業や高層マンションの管理組合などとの連携体制(津波などの津波避難ビル指定など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ より身近な避難場所(自治会など)の設置 ・ 災害時における自治会ごとの関係機関・団体・企業などの支援協定づくりの推進 ・ 自治会ごとの災害避難訓練などの企画・実施・検討 ・ 地域防災組織などの設置促進 ・ 災害ボランティアの確保に向けた養成講座の企画・実施・検討

⑦人材育成・確保について

現状・良い点・課題など	今後必要な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で気軽に参加できるボランティア活動の推進体制が必要。地域活動参加への理解不足。 ・ 老人クラブをはじめ、地域活動を行う団体が高齢化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治会と協働した地域ボランティア養成講座(シニアボランティア、親子) ・ 団塊世代・高齢者の健康づくりを目的としたボランティア養成講座(学校現場との連携) ・ 企業・社会福祉法人と連携した支援体制づくりに係る人材確保

■会の様子



3 本計画で取り組むべきこと

浦添市の現状、前計画の評価や住民アンケート、地域懇談会、関係団体のヒアリング、国などの動向などを踏まえ、本計画で取り組むべきこと（課題）を以下の通りまとめました。

（１）地域に関心をもち、互いを認め合う人材を増やす

本市においても高齢化や世帯の少人数化が進んでいます。それに伴い、支援を必要とする人はこれからも増加することが予測されています。しかし、地域懇談会やアンケート調査からは日常的に近所つきあいをしている人は少なく、地域力の低下が懸念されます。

一方で、多くの住民はいざという時など、地域とのつながりは必要だと感じています。日常的なつきあい、地域への関心をどのようにつないでいくのかが課題となっています。また、本市においては、保育所(園)や幼稚園などで発達支援保育を実施するなど、子どもの頃から地域には様々な人がともに暮らしていることを認識できる環境があり、こうした取り組みを充実していく必要があります。

地域の中で、困難に陥っている人の生きづらさに気づいたり、互いを認め合うまちづくりをめざすため、地域住民や事業所などへ広く、我が事・丸ごとお互いさまの考えを深めるための学習などの推進が必要です。

（２）地域活動への参加のきっかけづくりと活動の活性化

これまでのアンケート調査からも、困っている人がいた時には何らかの手伝いができると考えている住民が多いことがわかりました。しかし、前回調査からのこの5年間で地域活動への参加状況も変化はなく、地域や関係団体では、依然として担い手の高齢化や後継者の確保が大きな課題となっています。

今後は、仕事や子育てなどが忙しい現役世代や若者が地域活動へ関わるには、どのようなきっかけが有効なのか、具体的な仕組みを検討し実践していく必要があります。

また、地域へ参加していない理由として「情報が届かない」こともあることから、行政や社会福祉協議会、地域が実施する行事などの情報発信の充実も引き続き重要です。

社会福祉法人や企業・事業所の社会貢献が求められていることから、地域などの活動をさらに活性化させるためにも企業・事業所への参加協力を呼びかけることも必要です。

地域活動に参加している方のやりがいが高まるよう、活動の活性化支援が必要です。

(3) 地域での見守り・声かけを支援する

本市の各地域では、登録した災害時要援護者の支援会議をもち、個々の避難支援計画の作成、避難支援者などの関係者による日常的な見守り活動が行われていますが、避難支援者などの確保が課題となっています。

そのほかにも、自治会や民生委員・児童委員をはじめ、老人クラブ、ご近所などが、様々な形で気になる方の声かけや見守りを展開しています。地域事業所による日ごろの業務を通して、地域での変化を見守る活動も増えつつあります。

これまで、中学校区地域保健福祉センターを拠点に、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、各地域の福祉活動の情報などについて、中学校区コミュニティづくり推進委員会などで意見交換を行っています。この意見交換の中で、見守り活動の必要性などの様々な地域課題も浮き彫りになり、さらに身近な地域で行う支援の仕組みを構築していくための行政区コミュニティづくり推進委員会の立ち上げを促進してきました。立ち上げにいたっていない地域でも、基礎となる見守り活動などが各地域で展開されていることから、継続・拡充していくための活性化支援が必要です。そうした支援を進める中で、行政区コミュニティづくり推進委員会として活動されるよう、地域の実情に応じた働きかけが大切です。

また、仕事をしながら、散歩をしながら地域の見守りを行う「ながら見守り」など、日常の中でできるゆるやかな見守り活動への地域住民の参加を呼びかけていく必要があります。

(4) 複合的な課題への対応と丸ごと受け止める包括的な支援体制の構築

地域の生活課題や相談内容は複雑化・多様化しています。生活保護にいたらない生活困窮者、社会から孤立状態にある人や認知症の親とひきこもりの子の世帯など、従来の分野ごとの枠組みでは対応しにくいケースの増加が課題となっています。

本市などではこの間、生活困窮に関する相談窓口の設置や各窓口などに相談支援員を配置するなど相談体制を充実してきましたが、相談先がわからないといった声も地域懇談会やアンケートから寄せられています。

これからも複合的な課題が増えていくことから、住民にとって利用しやすい窓口の案内やサービスなどの情報提供が求められています。

行政や社会福祉協議会など関係部局間、関係機関の連携は、個別ケースの対応や各種協議会の場を通して強化されつつありますが、複合的な課題を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制の構築が求められています。分野を超えた、福祉や保健、医療、就労、教育、住まいに関する組織がより一層連携していく必要があります。包括的な相談支援体制の構築に向け、それぞれの専門職や相談機関の役割など、議論を重ねる必要があります。

また、課題解決に向け、制度によらないニーズに応じたサービスの創設も検討し、具体的な方策を展開していく必要があります。

(5) 地域における連携の場づくり

多様な主体が地域の課題を共有するとともに、その解決策を検討・協議し、解決に向けた取り組みを連携・協働して進めていくための「場」が重要です。

引き続き、浦添市障がい者自立支援協議会などを開催し、課題解決に向けて取り組みを進めていく必要があります。また、今回の地域懇談会の継続実施の提案が地域からあるなど、地域住民同士、また地域と専門職が協議・協働する場づくりの充実が必要です。

中学校区の地域保健福祉センターを地域福祉の活動拠点として、コミュニティソーシャルワーカーの常駐や民生委員・児童委員、ボランティア団体の活動拠点と位置づけをしていますが、利用人数によってスペース的に難しいこともあり、活動拠点としての利用がされていない状況です。

このことから、中学校区地域保健福祉センターの機能について改めて検討していく必要があります。

(6) 安心して暮らせる住みよいまちづくり

突然の自然災害など、その未然の対策は難しいことから、私たちの不安要素となっています。いざという時のために、地域で助け合いの連携活動が行えるよう、地域でのあいさつや声かけを行い、顔なじみを増やしておくような日ごろからの備えや安心して暮らせるまちづくりが必要です。

また、高齢者などの買い物支援や移動支援に関する意見もあげられていることから、身近なところにある資源の活用などに関する取り組みについても検討していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす社会の姿

○一人ひとりを大切にする社会

社会は、一人ひとりが異なる多様な個性をもつ住民で構成されています。現在、こうした個性が個性として十分に理解が進まない中で、人権を損なったり、人権が損なわれたりする状況もみられます。社会全体で個々人が有している特性（年齢、性別、障がいの有無など）を理解していくことが重要です。そうした上で、様々な個性をもつ住民だれもが、生活の中で、互いの個性を認め、尊重しあう社会をつくります。

○一人ひとりが生きる力を発揮する社会

わたしたち一人ひとりには、社会で生きていくために必要となる力が本来備わっています。そうした中で、その力が十分に発揮され、地域の中で生き生きと生活していくことのできる社会をつくることが重要です。したがって、住民一人ひとりがそのもてる力を活かして、地域で暮らし続けていくことができるような社会をつくります。

○人と人、人と地域、地域と地域を結び、共に生きる地域社会

支え合う社会は、住民同士が手を携えて、相互に助け合う社会です。人と人との結びつきが弱くなっている地域において、改めて人と人との結びつきを強め、住民が地域の困りごとを我が事として相互に助け合う社会をつくります。さらに行政、社会福祉協議会、地域社会が一体となって、生きづらさを感じている住民を支える社会をつくります。加えて、地域と地域が連携し合って、支え合いの輪を広げていきます。

本計画は、すべての住民が関わって、人と人との豊かな関係のもとで地域福祉の基盤づくりを進めていくものであり、こうした目標を実現する計画とし、計画の愛称を以下の通りとします。

てだこ・ゆいぐるプラン



2

基本目標

めざす社会の姿の実現に向けた本計画の目標として以下の4つの柱を設定します。

(1) お互いのことを「我が事」に考え、人と人がつながるまち

地域のつながりの希薄化が進む中、より多くの住民が地域や福祉に関心をもち、互いに助け合う関係をつくるのが大切です。一人ひとりが地域の困りごとに気づき、「我が事」として感じられるよう、地域や福祉にふれる機会や、それぞれの状況や関心ごとに応じた関わりができるきっかけや仕組みを創出します。

(2) 地域福祉を推進する多様な担い手が活躍するまち

浦添市内の各地域では地域住民による見守りや声かけなどの様々な地域活動が行われています。今後の少子高齢社会の進行に備えるためにも、このような活動が継承できるよう、活動の担い手確保や活動団体の活性化を支援します。また、担い手の確保については、地域活動への支援を図る中でリーダーの確保に努めるとともに、引き続き、各種講座や浦添市てだこ市民大学などの受講生、企業・事業所への参画を呼びかけ、年齢などに関わらず幅広い人材との連携を図ります。

地域ニーズに応じたボランティアや支援活動が行えるよう、ボランティアコーディネーター機能を充実し、活動団体同士の交流を支援します。

(3) いつでも「丸ごと」受け止め、助け合うまち

生活困窮や子どもの貧困など、複合化する新たな問題に対応した包括的な支援体制の構築が求められています。本市においても、関係機関・団体との連携のもと、複合化した問題を「丸ごと」受け止め、当事者に寄り添う支援体制を強化します。

身近な地域で見守り活動などを行う、行政区コミュニティづくり推進委員会の取り組みを充実するとともに、中学校区地域保健福祉センターの機能や、コミュニティソーシャルワーカーなどによる地域支援の強化に取り組みます。公的なサービスでは補うことができない場合には、地域や関係機関などとの連携により、新たなサービスの創設に取り組みます。

安心して暮らしていくためにも、いざという時適切なサービスを選択し、利用できることが重要となります。迅速な支援や解決につなげるためにも、必要な情報が利用者にとって入手しやすい方法で伝わるように努めます。また、適切なサービスが安心して利用できるよう、事業所に対し第三者評価事業の利用を促進します。

(4) 安心して暮らすための支援が整うまち

複合化している問題に直面している方が安心して自立した暮らしを送ることができるよう、関係機関、関係部局との連携のもと、必要なサービスの提供や支援を行います。子どもや判断力が十分でない状態の認知症高齢者、障がい者・児などの権利が守られるよう、権利擁護に関する取り組みの充実に努めるとともに、あらゆる虐待をゆるさない意識づくりや予防対策、早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化します。

引き続き、住みやすい生活環境の整備に向けてバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むとともに、災害時に備えた支援体制や日常的な見守りの充実に努めます。

また、すべての住民が暮らしやすいまちづくりを進めるため、「浦添市福祉のまちづくり条例」の制定に向けて取り組みます。



3

地域福祉の地域（圏域）の考え方と支え合いの図

地域福祉計画でいう「地域」とは、地域特性を活かし福祉でまちづくりを進めるために、住民などにとって身近な日常生活の範囲を単位としてとらえます。

これまでの計画では3層（行政区・中学校区・市域）を設定してきましたが、隣近所のつながりの希薄化が進む状況を踏まえ、隣近所（おおむね向こう三軒両隣）の範囲を追加した以下の4層の地域（圏域）を設定します。そして各地域（圏域）に応じた取り組みの展開を図ります。

○隣近所（おおむね向こう三軒両隣の範囲）の主な活動内容

- ・ 隣近所での自主的なあいさつ・声かけ、見守り、ゴミ出しなど

○行政区（自治会の範囲）の主な活動内容

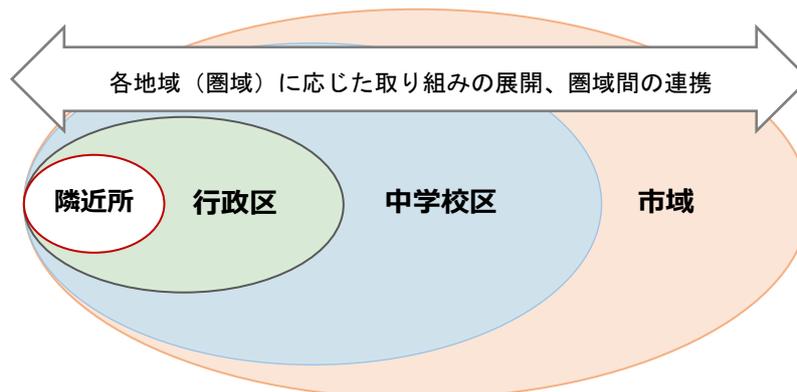
- ・ 地域の困りごとや要援護者の発見、地域でのあいさつ・声かけ、日常的な交流や見守り、ふれあいサロン
- ・ 日ごろの関係の中で行われる助け合い活動の組織づくり

○中学校区の主な活動内容

- ・ 中学校区地域保健福祉センターを拠点に、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、各地域の福祉活動の情報や地域課題などをもち寄り中学校区コミュニティづくり推進委員会などで意見交換
- ・ 地域の見守りや地域課題解決の事例などの情報交換
- ・ 校区内の自治会、関係機関との交流活動や、単体の自治会では実施が難しい事業の共同開催

○市域の主な活動内容

- ・ 公的サービスの提供や各種情報提供、専門性の高い相談に対する窓口の充実
- ・ 行政区や中学校区の活動を支える専門職の連携、必要なサービスの創設支援
- ・ 地域で解決が困難な問題の対応、市全体の総合的な取り組みの推進



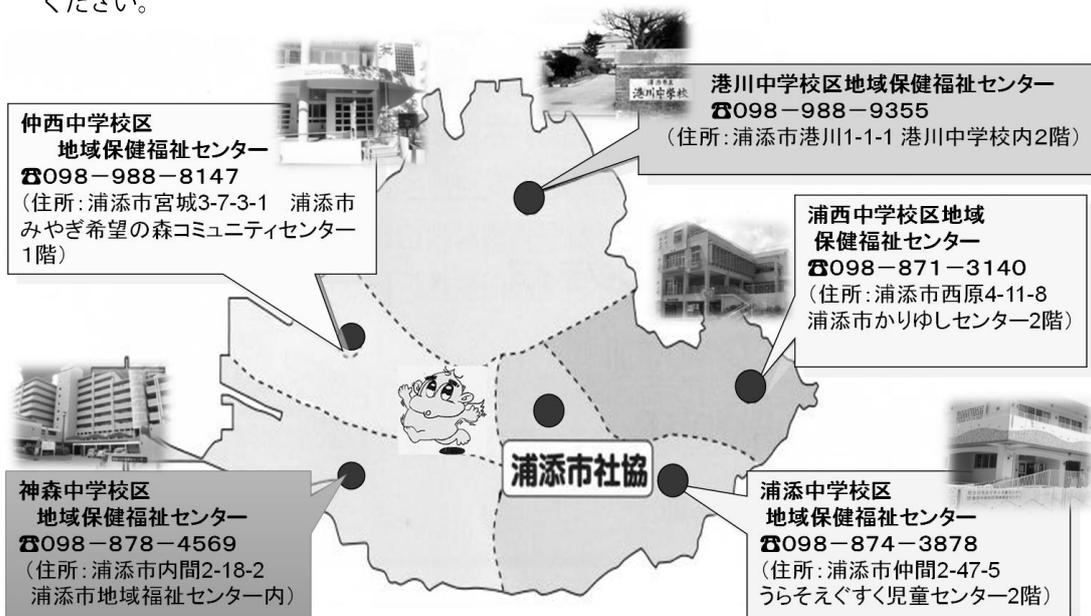
コラム：コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をご存知ですか？

浦添市では既存の福祉サービスだけでは対応困難な制度のはざまにおられる方々の福祉課題の解決と、その方々を支える地域支援ネットワークづくりに取り組むため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を5つの中学校区ごとに2名配置し、地域における見守り・発見・つなぐ機能を地域自治会、民生委員をはじめ関係機関団体等と協働・連携しながら進めています。身近な相談窓口として、子育てや仕事、経済的な悩み、障がいや高齢に関することなど、子どもから高齢者までを対象とした幅広い相談に応じています。お気軽にご相談ください。

身近にこんなことがあったとき・・・



※コミュニティソーシャルワーカーへの相談については、各中学校区の地域保健福祉センターへご連絡ください。



注) 地域福祉のめざす支え合いの図が入ります

注) 地域福祉のめざす支え合いの図が入ります

4 施策の体系

基本目標	施策
<p>1 お互いのことを 「我が事」に考え、 人と人がつながる まち</p>	<p>(1) 地域や福祉を知ろう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 隣近所で顔をあわせるきっかけづくり 2) お互いさまの心を知る福祉学習などの充実 3) 自治会の情報発信と加入促進 <p>(2) 地域での行事などへ参加してみよう（地域デビュー編）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域の活動や行事へのゆるやかな参加の工夫 2) 日ごろから気軽に交流できる場の充実 <p>まずは、福祉や地域との接点、意識づくり</p>
<p>2 地域福祉を推進する 多様な担い手が 活躍するまち</p>	<p>(1) 地域活動やボランティア活動をはじめよう（実践編）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域活動、ボランティア活動への理解促進 2) ボランティアに関する講座などの開催 3) 企業・事業所の特性を活かした地域貢献活動の促進 <p>(2) 地域活動やボランティアの活動をより充実しよう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 活動をコーディネートする機能の強化 2) 地域関係団体やボランティア、NPO団体の活動支援 <p>地域や福祉にふれてみた次は「実践」へ</p>
<p>3 いつでも「丸ごと」 受け止め、助け合 うまち</p>	<p>(1) 地域を基盤とした相談・支援体制を強化しよう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域住民の相談を受け止める場の周知と体制の強化 2) 地域における見守り活動や行政区コミュニティづくり推進委員会の充実 3) 中学校区コミュニティづくり推進委員会活動の充実 4) 中学校区地域保健福祉センターの周知と機能充実 5) 浦添市コミュニティづくり推進協議会活動の充実 <p>(2) 多様な機関と連携した包括的な相談支援を進める</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 包括的な相談支援体制の充実 2) 各種支援会議など、関係機関が協議する場の充実 3) インフォーマルサービスの活用と支援メニューなどの検討開発 <p>(3) 利用しやすいサービスとなるよう情報提供を進めよう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 多様な方法などを通じた情報提供の推進 2) 福祉サービスなどの情報開示の促進 <p>実践活動の支援、地域生活を支援する体制づくり</p>
<p>4 安心して暮らすた めの支援が整うま ち</p>	<p>(1) 様々な困難を抱えた住民の支援を進めよう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子ども支援対策の推進 2) 生活困窮者などの自立支援の充実（ひきこもりによる生活困窮者を含む） 3) 心の健康づくりの推進（自殺対策への対応） 4) 罪を犯した人の社会復帰の支援 <p>(2) 災害に備えた取り組みを進めよう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害時要援護者避難支援の体制の充実 2) 自主防災組織の拡充 <p>(3) 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守ろう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 権利擁護の取り組みの充実 2) 虐待防止などへの適切な対応体制の充実 <p>(4) 人にやさしいまちづくりを進めよう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 人にやさしい生活環境づくり 2) 安定した住まいや住環境の確保 <p>(5) 行政と社会福祉協議会との連携などを進める</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 行政ならびに社会福祉協議会の組織、推進体制の強化 2) 行政と社会福祉協議会との連携体制の充実 <p>誰もが安心して暮らすための基盤づくり</p>

第4章 地域福祉の推進のために

1 地域福祉の推進に向けた役割と視点

地域福祉を進めていくためには、住民、自治会、関係機関・団体、企業・事業所、社会福祉協議会、行政それぞれで取り組むのではなく、立場や役割をもち、お互いが力を合わせて進めていく必要があります。それぞれの立場での助け合いの役割と視点のイメージを以下に整理しました。

(1) 住民、自治会、関係機関・団体、企業・事業所に期待する役割

① 住民に期待する役割

住民には、地域社会を構成する一員として、地域の課題に対し、住民同士で支え合いながら課題解決に向けて行動していくことが求められます。地域で困っている人を見かけたら、声かけや手助けを行うなど、できる範囲で簡単なことから実践するとともに、ボランティア活動に参加するなど、無理なく地域活動に参加していくことを期待します。また、日ごろから隣近所同士で積極的に交流するなど、身近な地域に関心をもち、積極的に関わっていくことを期待します。

② 自治会、関係機関・団体に期待する役割

市内各地域には、自治会などの地縁型活動団体をはじめ、ボランティアやNPOなどの活動団体があります。それぞれの団体は、住民をはじめとする地域を構成する各メンバー同士が連携する土台であり、地域づくり、交流、生活・福祉に関する課題解決に向けた活動を進めています。そのため、自治会、ボランティアやNPOなどの関係機関・団体の活動の充実が求められます。積極的な地域行事への参加や自治会加入活動を展開するなど、これまで地域と関わりの少なかった住民などを巻き込み、地域の絆づくりを図っていくことを期待します。また、困りごとを抱えた住民を地域の支え合いにより支援していくことができるよう、これら団体がそれぞれの特徴を活かし、互いに協力しながら取り組んでいくことが必要です。

さらに、行政や社会福祉協議会、中学校区コミュニティづくり推進委員会などとの連携により、支え合いの仕組みづくりに積極的に関わっていくことを期待します。

③ 企業・事業所に期待する役割

市内には様々な企業・事業所が立地しています。社会福祉法人、保健・医療・福祉などの関係事業所をはじめ、そのほかの分野の企業・事業所においても、住民の地域での暮らしを支えるサービスの提供機関として、それぞれの専門性を活かし、引き続き支え合いの

仕組みづくりへの積極的な関わりを期待します。特に、社会福祉法人については、サービスの利用者だけでなく、地域との関係を密にし、積極的に社会貢献を行っていくことを期待します。また、商工業などの福祉・医療以外の企業・事業所においても、地域の構成員として地域の取り組みや中学校区コミュニティづくり推進委員会などの活動に積極的に参加するとともに、ボランティア活動を推奨するなど、社会貢献活動の実践を期待します。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉法の第109条において、社会福祉協議会は「地域福祉を推進することを目的とする団体」として明確に位置づけられており、地域福祉推進の中核的な存在となっています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村に設置され、住民のほか民生委員・児童委員、福祉・ボランティア団体、社会福祉施設、社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れた地域の中で、安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし様々な活動を行っています。

さらに相談支援活動をはじめ、ふれあいサロンの実施による地域コミュニティの醸成をはじめ、ボランティアの育成を通じた人づくりなど、地域における支え合いの受け皿づくり、共同募金運動への参加・協力などを積極的に進めています。

このような取り組み状況を踏まえ、本市の地域福祉推進において中心的な役割を担っていくとともに、行政との緊密な連携のもと、協働により地域福祉の推進に取り組んでいきます。

(3) 行政の役割

浦添市は、地域福祉の推進にあたり、地域を基盤として行う取り組みの基本的な考え方を示し、住民や多様な団体の主体的な活動と連携しながら、地域力の向上や地域共生社会の実現のための仕組みや基盤などをつくる役割を担っています。

さらには、法律にもとづく制度や公的なサービス、時には広域的なサービスを活用し、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進めています。また、様々な分野を横断的につなげる役割を担っており、多様化する福祉ニーズに対応できるよう努めています。

(4) 地域福祉の推進に向けた視点

地域における様々な福祉問題を「自助・互助・共助・公助」の連携によって解決し、地域福祉を充実していくための取り組みを進めていきます。

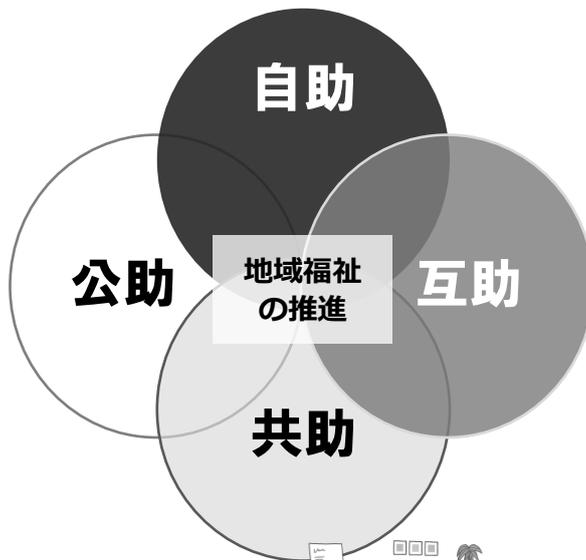
■ 4つの視点についての考え方



自助：自分自身で取り組む。
例) 自らの健康づくり（健診受診）、介護予防、情報の収集など



公助：行政機関（市、警察、消防など）が公的サービスを提供するなどして支援する。
例) 生活保護、虐待対策、公共の安全維持、災害・火災の対応など



互助：家族、ご近所、地域（自治会、老人クラブ）などが協力して行う。（自発的なもの）
例) 近所での声かけや見守り、ゴミ出し、ふれあいサロンなどの活動など



共助：社会福祉協議会をはじめNPOなど関係機関が連携して支え合い活動を行ったり、地域の活動を支援する。
例) 支え合いのネットワークづくり、人材の育成確保など

2

目標指標

本計画の「めざす社会の姿」や基本目標の実現に向けて、その達成状況や取り組みの効果などを把握するため、以下の通り指標を設定します。

項目	2013年度 (H25年度) 参考値	2018年度 (H30年度) 現況	2023年度 (5年計画) 目標年度	備考
基本目標1：お互いのことを「我が事」に考え、人と人がつながるまち				
指標1 隣近所とのつきあいを深めている人の割合	76.8%	76.6%	80.0%	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定の考え方： 地域で人と人のつながりを深め、支え合う環境づくりの第1歩として、隣近所であいさつし合うような状況をつくり出すことをめざし、『隣近所の人とあいさつしたり、簡単な頼み事などをしあうつきあい』をしている人を増やしていく。 ※H30 地域福祉アンケート調査 問11より算出方法は、①家族同様のつきあい+②頼み事をしあうつきあい+③あいさつする程度のつきあいとする。
指標2 自治会への新規加入世帯数（年間）	200世帯	128世帯	288世帯	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定の考え方 自治会に関する情報をパンフレットや広報、HPなどを用いて発信するとともに、関係団体などとも連携することで、新規加入世帯の増加を図る。
指標3 地域活動に参加している人の割合	29.9%	24.3%	30.0%	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定の考え方： 自治会行事などの地域活動の情報を発信し、住民が関心をもって活動に参加する状況をつくる。5年前の参加率をめざす。 ※H30 地域福祉アンケート調査 問14より複数回答となっていることから、算出方法は全体-①ほとんど参加していない-無回答とする。
基本目標2：地域福祉を推進する多様な担い手が活躍するまち				
指標1 ボランティア市民活動支援センターにボランティア登録している人数とボランティア団体数	個人ボランティア数 146人 ボランティア団体数 37団体	個人ボランティア数 298人 ボランティア団体数 47団体	個人ボランティア数 450人 ボランティア団体数 57団体	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定の考え方： ボランティアに関する講座などを開催し、ボランティアを育成し、地域での活動を活性化させる。 ※この5年間でおよそ150人、10団体の登録があったことから、今後5年間で同程度の登録数を確保していく。
指標2 地域見守りネットワーク事業の協力事業所数	-	10事業所	70事業所	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定の考え方： 住民の地域での暮らしを支える資源として、企業・事業所の社会貢献活動を促進する。協力事業所を毎年12事業所ずつ確保していく。 ※H29年度からの実施事業

項 目	2013 年度 (H25 年度) 参考値	2018 年度 (H30 年度) 現況	2023 年度 (5 年計画) 目標年度	備 考
指標 3 民生委員・児童委員の 充足率	86.2%	85.7%	100%	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定の考え方： キーパーソンの養成を図り、担い手の裾野を広げていくことにより、目標年度までに民生委員・児童委員の定数の人員を確保し、すべての地域への配置をめざす。 H25 年度 民生委員・児童委員定数：123 人 H30 年度 民生委員・児童委員定数：133 人
基本目標 3：いつでも 「丸ごと」受け止め、 助け合うまち				
指標 1 コミュニティソーシャル ワーカーを知ってい る人の割合	9.8%	8.8%	30.0%	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定の考え方： 基本目標 3 をめざしていく上で、重要な役割を担うコミュニティソーシャルワーカーの周知を進め、利用を促進する。H30 地域福祉アンケート調査での社会福祉協議会の認知度程度の周知をめざす。 ※H30 地域福祉アンケート調査 問 34 より算出方法は、①実際に相談したことがある+②だいたいわかるとする。
指標 2 行政区コミュニティづ くり推進委員会の設置 箇所数	0 箇所	11 箇所	30 箇所	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定の考え方： 行政区単位での支え合いの体制を整えていくために、同委員会の設置箇所を増やす。過去 5 箇年間に設置した数の 2 倍程度の設置（各中学校区に新しく 3～4 箇所ずつ）をめざす。
指標 3 地域福祉協力員の人員 数	50 人	50 人	300 人	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定の考え方： 地域での福祉活動や見守りなどを支える人材として、今後とも人員を確保していくものとする。毎年 50 人ずつの増加をめざす。
基本目標 4：安心して 暮らすための支援が整 うまち				
指標 1 浦添市災害時要援護者 避難支援計画を知っ ている人の割合	3.8%	2.1%	30.0%	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定の考え方： 浦添市災害時要援護者避難支援計画の周知を図り、防災・避難に関する意識づけや地域での支え合いなどの取り組みの活性化を促進する。 ※H30 地域福祉アンケート調査 問 22 より算出方法は、①計画の名前と内容をよく知っているとする。
指標 2 自主防災組織の設置箇 所数	5 箇所	7 箇所	12 箇所	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定の考え方： 自治会単位で設置していく自主防災組織は、災害時などにおける地域の助け合いの組織となり、地域福祉推進とも関連してくることから、その設置支援を図っていく。毎年 1 箇所の設置をめざす。

3 重点プラン

「行政区単位で支え合う体制の充実・強化」を重点プランとします。

(1) 重点プランの背景

その1. 支援を必要とする人の増加、地域のつながりの希薄化に対応する必要があります。

本市の平均年齢は約40歳と比較的若い世代が多い状況にありますが、少子高齢化が進んでおり、支援の必要な住民が増えていくことが予測されています。

加えて、ライフスタイルや価値観の多様性、地域のつながりの希薄化もみられる中、自分自身や地域では解決できない複雑化した問題や声をあげられずにいる住民も地域には潜在化しており、困りごとを抱える早期の把握、支援が求められています。

その2. 地域での関係が希薄化する中でも、住民同士の見守りや助け合い活動が各地域で行われており、本市の強みとして活動を継承し広めていく必要があります。

本市ではボランティアの育成などに取り組み、地域では要援護者に関する地域会議、見守り、助け合いなどの活動がおおむね全市域で行われています。これまでの計画で位置づけている「行政区コミュニティづくり推進委員会」として組織的に活動を進めている地域もみられます。

しかし、地域活動を進める方々の固定化や高齢化、自治会加入の減少などがみられるとともに、地域の相談員として活動している民生委員・児童委員についても担い手不足や欠員などによる活動の負担増が課題となっています。そこで、ここでは行政区での支え合い活動を支援し、行政区コミュニティづくり推進委員会の設置と継続した活動が負担なく展開できるよう体制の強化を進めていく必要があります。

その3. 地域活動に参加していなくても、地域や福祉に関心を寄せていたり、困っている人がいたら何らかの手助けができると考えている住民は少なくありません！

その方々が一人でも多く、地域活動に参加できる環境が必要です。

地域福祉を進める担い手不足は大きな課題となっていますが、アンケート調査からは地域や福祉に関心を寄せている住民も少なくないことから、地域活動へとつなげていく必要があります。加えて地域の役に立ちたいと考える企業・事業所も増えてきていることから、地域の担い手として連携していくことも必要です。

こうした状況を踏まえ、5章で位置づけている取り組みのうち、次頁に抜粋した取り組みを重点的に進め、地域での支え合い活動の活性化、支え合い体制の充実・強化につなげます。

(2) 取り組み内容

1) 行政区コミュニティづくり推進委員会の設置支援と活動支援

取り組み内容	施策内容	頁
<ul style="list-style-type: none"> 地域の実状に応じて既存の会議（地域支援会議など）を行政区コミュニティづくり推進委員会としての設置に向けて働きかけていきます。 	基本目標3(1)-2) 社会福祉協議会②	P57
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会のホームページや広報誌など活用し、行政区コミュニティづくり推進委員会の活動の周知を行います。 社会福祉協議会と連携し、行政区コミュニティづくり推進委員会の活動の周知を行います。 	基本目標3(1)-2) 社会福祉協議会④ 行政①	P57
<ul style="list-style-type: none"> 地域の日常的な見守りや声かけ助け合い活動などの取り組みを支援していきます。 住民による見守り活動や地域課題解決のための取り組みを行う、行政区コミュニティづくり推進委員会をコミュニティソーシャルワーカーや専門職、企業、事業所と連携し支援を行います。 各種相談支援員のネットワークの拡充を担当課は支援し、支援の中で把握した複合的な問題や地域情報を庁内で共有しながら、問題を抱える住民とその世帯に対し、包括的な支援ができるよう体制強化に努めます。 	基本目標3(1)-2) 社会福祉協議会① 社会福祉協議会③ 基本目標3(2)-1) 行政②	P57 P61
<ul style="list-style-type: none"> 活動に必要な研修会や勉強会などの情報を提供します。 自治会長や民生委員・児童委員、行政区コミュニティづくり推進委員会などに対し、福祉に関する情報提供や研修会などを行います。 自治会長、民生委員・児童委員など地域支援者を通じた情報提供を進めるとともに、自治会長会などの定例会での福祉情報に係る研修会を適宜実施していきます。 	基本目標2(2)-2) 社会福祉協議会③ 基本目標3(3)-1) 社会福祉協議会② 基本目標3(3)-1) 行政②	P53 P63 P64

2) 中学校区コミュニティづくり推進委員会の充実

取り組み内容	施策内容	頁
<ul style="list-style-type: none"> 中学校区コミュニティづくり推進委員会を定期的に関催し、地域のニーズや課題を共有するとともに、支援に向けた具体的な検討・調整を行い、中学校区地域保健福祉センターや中学校区内の各種資源などのネットワークを活かし、地域に根ざした取り組みを進めます。 中学校区コミュニティづくり推進委員会の機能充実を図ります。 中学校区コミュニティづくり推進委員会にニーズに即した専門部会などを設置し、より具体的な支援方法を検討・実践します。 てだこ未来応援員（子供の貧困対策支援員）や第2層生活支援コーディネーター、障がい分野の相談員などの各相談員がコミュニティソーシャルワーカーと地域の情報を共有したり、課題解決に向けた調整連絡を行う連携の場としていきます。 	基本目標3(1)-3) 社会福祉協議会① 社会福祉協議会② 社会福祉協議会③ 基本目標3(1)-4) 行政③	P58 P59

3) 浦添市コミュニティづくり推進協議会の充実

取り組み内容	施策内容	頁
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区コミュニティづくり推進委員会などから出た課題の共有をはじめ、それらの解決に向け、浦添市コミュニティづくり推進協議会の構成メンバーに各中学校区コミュニティづくり推進委員会役員や関係者を選任するなどの組織の見直しを行い、より具体的な協議が行われる体制をつくりまします。 ・社会福祉協議会と連携し、浦添市コミュニティづくり推進協議会活動の推進を支援します。 	基本目標3(1)-5) 社会福祉協議会②	P59
	基本目標3(1)-5) 行政①	P60

4) 関係者・関係機関の連携体制づくりの推進

取り組み内容	施策内容	頁
<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題や相談に來られない住民などを早期に把握するため、民生委員・児童委員や地域福祉協力員などの地域の各種組織や団体、企業・事業所との連携を強化します。 ・既存の相談窓口の連携強化をするとともに包括的な相談支援のあり方について検討します。 ・各種相談支援員のネットワークの拡充を担当課は支援し、支援の中で把握した複合的な問題や地域情報を庁内で共有しながら、問題を抱える住民とその世帯に対し、包括的な支援ができるよう体制強化に努めます。 ・既存の相談窓口の連携強化をするとともに浦添市における包括的な相談支援のあり方について検討します。 	基本目標3(2)-1) 社会福祉協議会①	P60
	社会福祉協議会②	
	基本目標3(2)-1) 行政②	P61
	行政③	

5) 地域の人材の育成確保、地域活動への参加促進

取り組み内容	施策内容	頁
<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に参加できる福祉活動やボランティア活動、活動に関する学びの場などの情報提供と周知をします。 ・若年層をはじめ、より多くの住民が参加できるよう地域や福祉ニーズに即したボランティア講座などを開催します。 ・地域や福祉ニーズに即したボランティア講座などを開催し、ボランティアや助け合いに関する学びの場を提供し、人材の養成・確保に取り組みます。 ・行政や商工会議所などと連携し、社会福祉法人や事業所などへ地域貢献活動への参加協力の呼びかけを行うとともに、地域自治会や支援団体などの活動と連携できるよう支援します。 ・ボランティア活動に関する相談・登録・マッチング・コーディネートを行います。 ・ボランティアを求めている住民や地域と、ボランティアをしたい住民・団体・事業所の情報やニーズを把握し、より多くマッチング・コーディネートできる仕組みを検討します。 ・ボランティアを求めている住民や地域と、地域活動やボランティア活動をしたい住民・団体・事業所の情報やニーズを的確に把握し、マッチングを行います。 ・てだこ市民大学、てだこ学園大学院、各種講座などの受講生が学んだ成果を地域活動に還元できる仕組みを強化します。 	基本目標2(1)-1) 社会福祉協議会⑥	P49
	基本目標2(1)-2) 社会福祉協議会①	P50
	基本目標2(1)-2) 行政①	P50
	基本目標2(1)-3) 社会福祉協議会①	P51
	基本目標2(2)-1) 社会福祉協議会②	P52
	社会福祉協議会⑦	
	基本目標2(2)-1) 行政①	P53
	行政②	

4 計画の周知と進行管理

(1) 第五次浦添市地域福祉計画・第六次浦添市地域福祉活動計画の周知

地域福祉を推進するためには、地域に暮らす一人ひとりが地域の課題を自分の問題としてとらえ、福祉活動に参画していくことが求められます。住民のアンケート結果からも計画の認知度が低いことから、多くの住民に本計画に対する理解や認識を深めてもらうため、広報うらそえ・社協だよりや行政・社会福祉協議会のホームページ、リーフレットの配布などで情報提供を強化します。加えて、行政や社会福祉協議会、地域の行事、福祉・保健の各事業などの人の集う現場や関係機関・団体の集まりでの広報活動を行います。

(2) 地域福祉推進に向けた行政や社会福祉協議会からの積極的働きかけ

地域福祉の推進を図るためにも、身近な地域での支え合いの仕組みづくりが求められます。これまで、中学校区での取り組みは一定程度成果をあげてきましたが、地域の受け皿が不足していることにより、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員など、一部の担い手に大きな負担がかかっている状況があります。そのため、地域の理解と協力のもと、協働で地域福祉を推進していくことができるよう、行政や社会福祉協議会からも積極的に働きかけを行っていくものとしします。

(3) 住民などとの協働による計画の進行管理

計画目標を実現していくためには、これまでの行政主導の取り組みでは不十分です。行政と社会福祉協議会、地域が共通認識をもち、地域資源を活かしながらそれぞれの地域に適した方法で直面する課題に即応していく事業展開が求められています。そのため、地域、福祉関係機関及び関係団体、社会福祉協議会などからの代表などにより構成される「浦添市福祉保健推進協議会」において、計画の進行管理を行います。

